



さわる! ハザードマップ作製講習会

👉 関連記事P2~3



Shima 広報しま
笑顔をつなぐ情報誌

2013.7
Vol.159

さわる! ハザードマップ

～視覚障がい者用津波浸水予測図～

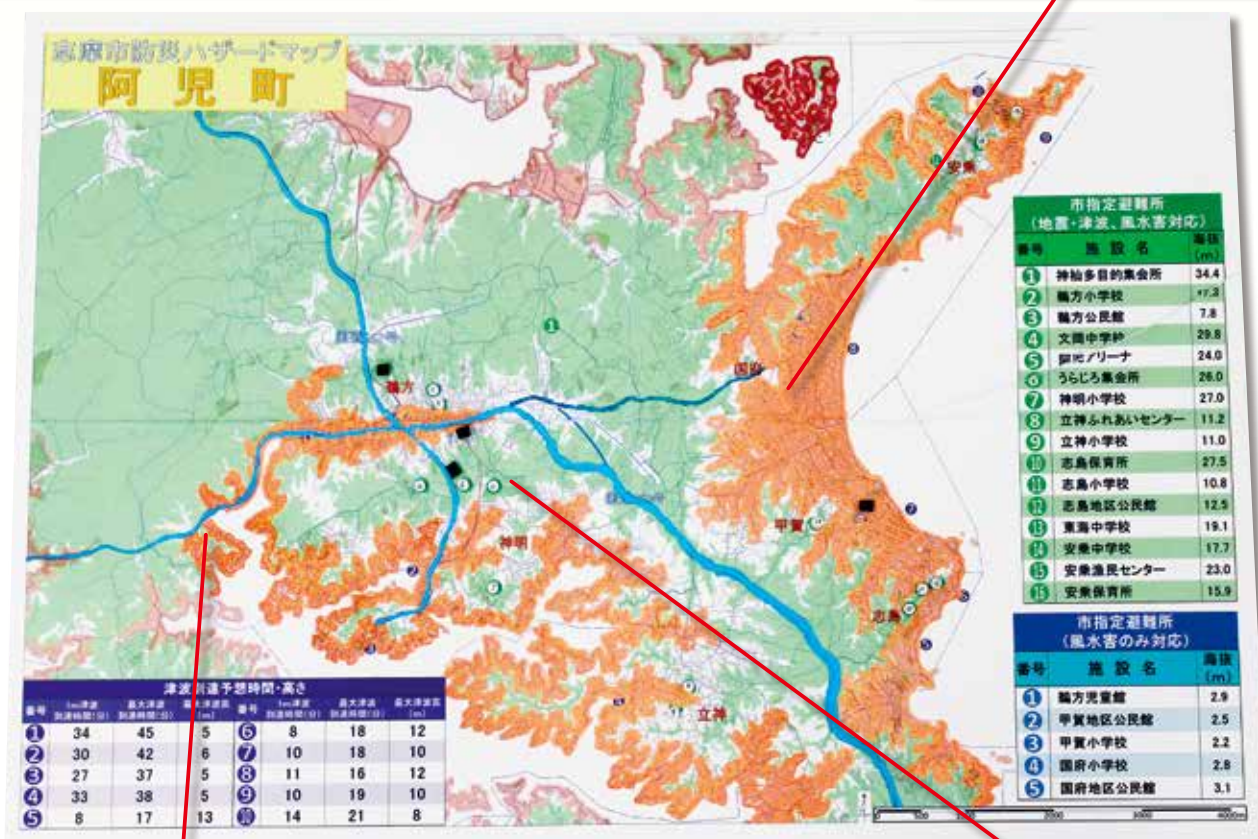
市では、3月に防災ハザードマップを作製し、配布しましたが、この度、視覚障がい者向けの津波浸水予測図を試作しました。

図は、ハザードマップに、引いた線が盛り上がるペンなどを使い、手で触って海岸線や浸水区域を判読できるようになっていて、避難所などは消しゴムを使うなどして立体的に表現しています。身近なところで手に入る材料で作製されていて、簡単に作れますので、身近に目の不自由な人がいる人は作ってみてください。



作製に必要な物は、盛り上がるペンや消しゴムなど、身近なところで手に入る物です

海岸線(津波浸水域)を盛り上がるペンでなぞって表示



避難所や公共施設は消しゴムなどを使い作製

目印として主要道路も表示



作ってみよう！ ～視覚障がい者用津波浸水予測図作製講習会～



6月10日（月）、阿児アリーナで、講習会が開催され、対象は、外出の付き添いや音訳のボランティアなどをしている人で、この日は11人が参加しました。

参加者は、市の職員に作り方の説明を受けながら、「道路と海岸線の線の細さは変えた方がいいのではないか」「避難所などを点字で示したらどうか」などと話し合いながら作製に取り組んでいました。

この日作製した地図は、地区名や避難所などの点字を追加し、市役所各支所や市社会福祉協議会に設置し、見に来た人に触ってみてもらおうほか、障がいがある人の自宅を訪問するボランティアに持参してもらい活用されます。



志摩視覚障害者福祉会
会長 小川正次^{まさじ}さん

以前から、視覚障がい者の防災について、どのように取り組んでいったらいいかと考えていました。特に津波に対しては、視覚障がい者は、地形がわからないため、個人の取り組みとして、どうしたら素早く逃げる事が出来るかを考えていました。その時、市がハザードマップを作製したということで、そのハザードマップを使って、マップを見ることが出来ない視覚障がい者が、自分の地域はもとより、市内の浸水域を知るためにはどのようにしたらいいかということ、地域防災室の原口室長と相談をしまして、今回の考案をいただき、作製に至りました。

そして今回、講習を開催し、参加者の皆さんが真剣に取り組んでいただきまして、非常に嬉しく思います。

今後は、視覚障がい者の人たちに地図を触っていただき、浸水域を知ってもらい、いざというときに役立つよう活用していきたいと思えます。



地域防災室
室長 原口吉弘

この「さわるハザードマップ」は、作製して配布するだけでなく、視覚障がい者の人たちに触ってもらい、どこが浸水域になっているか、どこに避難所があるかということを説明して初めて生かされるものです。

今回の講習会は、作ることが目的ではなく、皆さんに実際に作ってもらい、簡単に作ることができるということをわかってもらうことを目的として開催しました。

今後は、ボランティアの人たちが活動のなかで、視覚障がい者の人たちへどこに逃げたらいいかを話してもらったりツールとして活用していただきたいと思います。

誰でも簡単に作ることができますので、作製方法について知りたい場合は、お問い合わせください。

問い合わせ 地域防災室

44・0203

FAX

44・5252

chikibosaishtsu@city.shima.lg.jp

シリーズ防災その②⑦

問い合わせ 44・0203 FAX 44・5252
地域防災室 chikibosaisitsu@city.shima.lg.jp

天気 の急変 に注意を！

暑い夏は、天気が急変し、局地的大雨（ゲリラ豪雨とも呼ばれることがある）や竜巻、落雷などにより大きな被害がもたされることも少なくありません。そこで、今月は、天気の急変に伴う災害について解説します。

天気が急変するのはどうして？

天気の急変は、上空に寒気が入り、地上付近の暖かい空気が上昇して冷やされてできる積乱雲（入道雲）が急激に発達するために起こります。

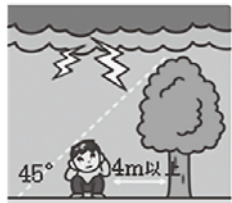
特に、上空に真冬並みの寒気が入り、地上と上空（5500m）の温度差が40℃以上になると、大気が極めて不安定になり、積乱雲が急激に発達するため、天気の急変が顕著になります。



積乱雲の急激な発達に注意！

天気が急変する前兆は？

短時間のうちに雲がもくもくと大きくなり、次のような兆候が出現します。



高い木や電柱から4m以上離れると安全（気象庁資料による。）

前兆を感じたときの対応は？

①雷が迫ってきたら・・・

雷は、周囲より高い場所に落ちやすく、また近くにある高いものをつたって落ちる傾向がありますので、すぐに建物や自動車などの屋根のあるところに避難するようにしましょう。近くに安全な場所がない場合は、電柱や鉄塔、高い木などから離れた場所で、姿勢を低く保ち、持ち物を体より高く突き出さないようにしましょう。

◆真つ黒い雲（積乱雲）が近づき、辺りが急に暗くなる
◆雷の音が聞こえたり、雷の光が見えたりする
◆大粒の雨やひょうが降り出す
◆ヒヤッとした冷たい風が吹く。

このような前兆があった場合は、落雷、竜巻などの突風、局地的な豪雨が予想されますので、十分な注意が必要です。

②竜巻が迫ってきたら・・・
●大粒のひょうが降る
●雲底から地上に向かって伸びる細長い雲が目撃される
●ゴーという音が聞こえる

●飛散物が舞い上がる
●などの変化は竜巻の前兆です。このような場合は、次のような行動をとるようにしましょう。

【住居内での対応行動】

- 窓は閉め、カーテンも閉める
- 雨戸やシャッターを閉める
- 1階の窓のない部屋か窓から離れた場所に移動する



【屋外での対応行動】

- 近くの頑丈な建物内に避難する
- 近くに頑丈な建物がない場合は側溝などのくぼんだ場所に身を伏せる

なお、車の中や物置、プレハブの建物などは、飛ばされる危険性がありますので、これらには避難しないようにしましょう。

③局地的な大雨になったら・・・

局地的大雨では、急に強い雨が降り、雨水が低い場所に一気に流れ込みますので、特に、河川や下水道、用水路など水が集まって流れる場所では、次のような状態になることがあります。

◆数分から数十分程度の短時間でも危険な状態になる場合がある
◆川の上流など、自分がいる場所から離れたところで降った大量の雨が流れてきて、危険な状態になる場合がある
◆注意報や警報の発表基準に達しない雨量でも、災害が発生する場合がある

このため、雨の降り方や河川などの変化に十分注意し、危険を感じたら避難するようにしましょう。



急激な川の増水に注意！

現在の予報技術では、急に発生するゲリラ豪雨や竜巻などは事前に予測できない場合がありますが、気象庁から発表される気象情報や急激な積乱雲の発達などの前兆に注意して、天気の急変に適切に対応するようにしてください。

新しい里海のまち・志摩を彩る人たち

海開きの季節となりました。各自で身を守ることを意識して、海に親しみ、楽しんでください。

さて、今月の「志摩の自然と共に生きていくための知恵や言い伝え」志摩での生き方」は、過去の大津波を踏まえての先人のメッセージを取り上げます。今年の3月に志摩市歴史民俗資料館から発行された「古文書から学ぶー安政東海地震と大津波」には、先人のメッセージが紹介されています。

その中から、阿児町甲賀にある石碑について、甲賀自治会長の村瀬善乃武さんにインタビューしました。



地震津波遺戒

私たちの甲賀村は、本当に土地が低くて、昔から地震津波の災害が発生することが何度もありました。…安政元年「嘉永7年（1854）」6月14日（新暦7月8日）の夜に大地震が発生しました。…同じ年の11月4日（新暦12月23日）の朝、再び大地震が発生しました。これこそ、これまでにない烈しい地震で、家屋が倒れ道路が裂け、人や家畜は驚きうろたえてあちこちに逃げ去って、竹藪や畑に避難しました。…

その後、数十年にわたって毎日毎日、復興に向けて努力してきましたので、ようやく今日のような姿かたちになったのです。

ああ、天災はほんとうに予知することができません。後世の人たちは、もし地震が発生したならば、必ず、まず火を消し止めて、できるだけ早くお年寄りや子どもたちとともに、高台へ避難することです。そうしないと、災難が必ずその身に降りかかってくることでしょう。そのことをよくよく考えておいてください。「古文書から学ぶー安政東海地震と大津波より抜粋」

里海 石碑について

村瀬さん

先人が、津波の戒めを後世に伝えたいと残してくれたものであります。が、長い年月の中で読みづらくなってきたので、子どもたちにも分かりやすく、また更なる後世に残していけるよう、石碑の説明看板を設置しました。先人のメッセージとして、有事の時の対応が記載されているので、地区の人たちに先人の教えとして、しっかり伝えたいという想いがあります。

里海 津波対策について

村瀬さん

子どもころ、海でよく遊んでいました。が、親からは「海の潮が引いたら、魚を取らずに逃げる」と言われていました。津波が来る前触れとして、潮が引きますが、その時に干上がった魚たちを取っていると逃げ遅れるとのことでした。言い伝えや石碑にもあるように、津波が発生するような地震が起きたときは、すぐさま逃げるのが大切です。地区住民がスムーズに逃げるができるよう避難路の整備には力をいれてい

ます。また先日、避難所までの5か所の分岐点に道しるべをつけました。

里海 地区住民に伝えたいこと

村瀬さん

元々の集落は、もう過去の大津波で海の中。現在の集落は、旧集落からすれば、かなり陸にありますが、それでも、海抜が低い地域がほとんどです。必ず人の集まる場では、避難場所の説明とともにかく逃げることを伝えていきます。「自分の命は自分で守ってほしい。」ただ、それだけです。

後世に広く伝えたいと残された先人からのメッセージをしっかりと受け止め、今一度、津波災害から命の守り方について考えましょう。

志摩での生き方として、自然と共に生きる知恵や工夫、また生活文化（習慣、信仰）などありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。



耐震化の1・2・3

ホップ ステップ ジャンプ

地震からかけがえのない命を守るために

2 ステップ 補強設計

1 ホップで耐震診断を行った結果、耐震性が低いと診断された人は、補強工事をお勧めします。補強工事を行うには、まず補強設計を行う必要があります。設計士とご相談のうえ、あなたの理想に合った補強設計を考えていきます。また、補強設計を行うことで、補強工事に必要な費用がわかります。

補助制度

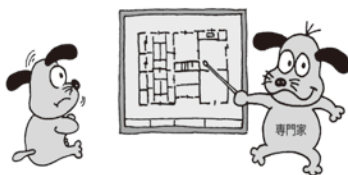
○補強設計を行う人に、市から補助金を助成しています。
○補助金の額は、設計費用などの2/3の額（上限16万円）です。

（補助金額例）

補強設計費用などが24万円の場合…

24万円×2/3＝16万円
よって、補助金：16万円、
自己負担額：8万円となります。

※募集棟数には限りがあり、多数申し込みがあった場合は、抽選とさせていただきます。



1 ホップ 耐震診断

耐震診断は、地震などの揺れによって住宅が受ける被害がどのくらい大きい、安全かどうかを調べることができます。耐震診断をすることで、結果が評点（点数）で表されます。また、住まいの弱点などがわかり、今後の耐震対策の材料とすることができます。

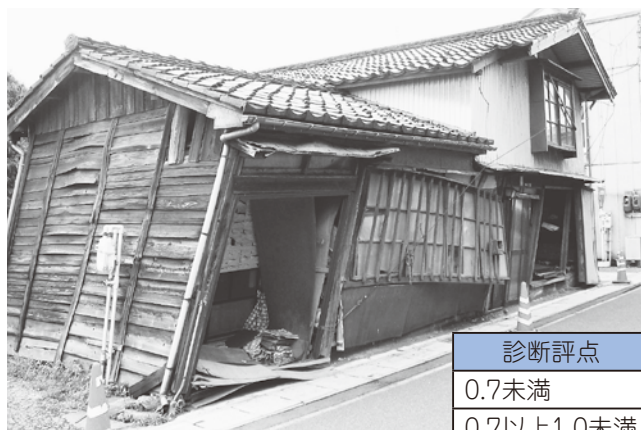
無料耐震診断

○市では、耐震診断を無料で実施しています。

○昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅が対象です。

○診断者は、県が後援または一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習会を修了した建築の専門家です。

※募集棟数には限りがあり、先着順です。



診断評点	区分
0.7未満	倒壊する可能性が高い
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある

※（一財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める区分です。



出典：（一財）消防科学総合センター

無料耐震診断募集

募集期間：7月1日(月)～24日(水)

募集棟数：60棟

受け付けは、先着順とさせていただきます。無料耐震診断を受けるには、以下のすべての要件に該当することが必要です。

【対象者】

○市内に住宅を所有する人、または所有者の同意を得た居住者

【対象住宅】

- ①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること
- ②延べ面積の半分以上を住宅として使用していること
- ③階数が3階以下であること
- ④在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法の住宅で、丸太組工法の住宅でないもの
- ⑤特別な認定を得た工法(プレハブ工法など)による住宅でないもの

【申し込み方法】

- 都市計画課、または各支所に備え付けの申込書に必要事項を記入し、お申し込みください。申込書は、市ホームページからもダウンロードできます。
- お申し込みの際には、印鑑(認印可)と5月に送付された課税明細などの家屋の建築年、延べ床面積がわかる書類などがあれば、ご一緒にお持ちください。
- 診断後、補強工事を強制することはありません。

3 ジャンプ補強工事

2 スケッチで行った設計に沿って補強工事を行います。補強工事については、住みながら行うことが多いため、工事期間の住み替えなどはほとんど必要ありません。

補助制度

○補強工事を行う人に、市から補助金を助成しています。

○補助金の額は、上限75万円(工事費用の2/3の額(上限60万円)＋平成25年度の上乗せ(上限15万円))と、工事費用に一定の割合(11.5%)を乗じた額(上限40万円)を足したものです。

(補助金額例)

補強工事費用が200万円の場合…

200万円の2/3の額が60万円を超えるので、60万円に15万円足した75万円が補助金となります。さらに、 $200\text{万円} \times 11.5\% = 23\text{万円}$ を合算します。よって、補助金：98万円、自己負担額：102万円となります。

リフォーム工事補助制度

☆補助金の額は、リフォーム工事費用の1/3(上限20万円)です。補強工事補助金と併せて利用するとお得です。(ただし、リフォーム工事補助金のみの利用は不可)

※補強工事補助、リフォーム工事補助ともに募集棟数には限りがあり、多数申し込みがあった場合は、抽選とさせていただきます。

耐震補強設計・工事補助の募集

募集期間：7月1日(月)～12日(金)

募集件数：補強設計補助10件・補強工事補助5件・リフォーム工事補助5件

多数申し込みがあった場合は、抽選とさせていただきます。申し込みが募集件数に満たない場合は、7月16日以降先着順で受付します。募集件数は、各工事費により増減があります。

【対象住宅】

次のすべてに該当するもの。

- ①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で耐震診断を受診しているもの
- ②耐震診断の評点が下記のもの

- ・耐震補強設計を申し込む場合⇒評点が1.0未満
- ・耐震補強工事を申し込む場合⇒評点が0.7未満

※市の耐震診断以外で診断を行っている場合は、都市計画課へお問い合わせください。

【補助額】

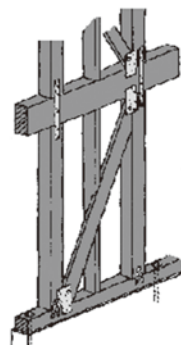
補強設計補助額 設計費の2/3(上限16万円)

補強工事補助額 工事費の2/3(上限60万円)＋平成25年度の上乗せ(上限15万円)＋工事費の11.5%(上限40万円)

リフォーム工事補助額 リフォーム工事費(耐震補強工事費除く)の1/3(上限20万円)

【申し込み方法】

補助を受けるには、要件に該当する必要があります。ご希望の人は、お申し込みの前に都市計画課までお問い合わせください。



第23回参議院議員通常選挙

投票日は7月21日(日) 7時～18時

任期満了に伴う第23回参議院議員通常選挙(参議院選挙区選出議員選挙・参議院比例代表選出議員選挙)が7月21日(日)に行われます。投票時間は7時から18時までです。

選挙は、民主政治の基礎となる制度であり、国民が政治に参加する最大の機会ですので、大事な一票を無駄にしないよう投票に出かけましょう。

投票できる人

投票ができるのは、市の選挙人名簿に登録されている人です。

今回の参議院議員通常選挙のための選挙人名簿の登録は、平成25年7月3日を基準日とし、同日に登録を行います。

平成5年7月22日以前に生まれた人で、平成25年4月3日までに住民票が作成されるか、転入の届出を行い、引き続き市に住所を有する人が該当します(市内に住所を有して3か月を経過していない場合は、転入前の市町村で投票することになります)。

市内で転居した人

選挙人名簿に登録されている人で、平成25年6月17日以降に市内で転居届をした人は、転居前の投票区で投票してください。

入場券に書かれた投票所以外では投票ができませんので、入場券の投票所をご確認ください。

期日前投票・不在者投票

期日前投票とは、選挙期日前でも投票日と同じように投票を行うことができる仕組みです。

投票日に次の①から③のいずれかに当てはまる場合は、期日前投票をすることが出来ます。

- ①仕事や冠婚葬祭の用務などに従事している人
- ②旅行やレジャーなどで投票区外に出している人
- ③病気や出産などで歩行が困難な人

なお、期日前投票をする時点でまだ選挙権を有しない人は、市役所本庁で不在者投票をしてください。例えば、投票日に20歳を迎える人などが該当します。

不在者投票

7月5日(金)～20日(土)
8時30分～20時

期日前投票

期日前投票は、投票日当日の投票区にかかわらず次の期日前投票所のどこでもできますが、投票所の開設期間が異なりますのでご注意ください。

とき

8時30分～20時まで

【本庁期日前投票所】

7月5日(金)～20日(土)
市役所本庁

【その他の期日前投票所】

7月15日(月)～20日(土)
市役所浜島支所
市役所大支所
市役所志摩支所
市役所磯部支所

滞在地での不在者投票

投票日にかけて、仕事や旅行などで市外に滞在する人は、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票をすることが出来ますので、お早めに市選挙管理委員

会に滞在地での不在者投票の請求をしてください。

指定病院などの不在者投票

病院に入院している人や老人ホームなどに入所している人は、その施設が都道府県の選挙管理委員会が指定した施設であれば、その施設内で不在者投票ができます。

お早めに施設の長に申し出てください。

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証の交付を受けている人で、次のいずれかに該当する人は、「郵便等投票証明書」の交付を受けたうえで、自宅などで郵便などによる不在者投票をすることが出来ます。

- ①身体障害者手帳に、両下肢、体幹、移動機能の障がいがある「1級または2級」、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がいがある「1級または3級」、免疫・肝臓の障がいがある「1級から3級」と記載されている人
- ②戦傷病者手帳に、両下肢、体幹の障がいがある「特別項症から第2項症」、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がいがある「特別項症から第3項症」と記載されている人
- ③介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人

人

投票所一覧

地区名	投票区名	施設名
浜島町	浜島第一投票区	浜島生涯学習センター
	浜島第二投票区	浜島支所
	浜島第三投票区	浜島コミュニティセンター養心館
	南張投票区	南張生涯学習センター
	桧山路投票区	桧山路生涯学習センター
	塩屋投票区	塩屋生涯学習センター
	迫子投票区	迫子地区公民館
	大崎投票区	迫子コミュニティセンター大崎会館
大王町	波切投票区	波切小学校体育館
	船越投票区	船越地区公民館
	名田投票区	名田地区公民館
	畔名投票区	畔名コミュニティセンター
志摩町	片田投票区	片田共同福祉施設
	布施田投票区	布施田コミュニティセンター
	和具第一投票区	旧志摩デイサービスセンター
	和具第二投票区	和具中学校体育館
	間崎投票区	間崎島開発総合センター
	越賀投票区	越賀地区多目的集会施設
	御座投票区	御座コミュニティセンター
阿児町	鵜方第一投票区	鵜方公民館
	鵜方第二投票区	鵜方児童館
	神明投票区	神明地区公民館
	立神投票区	立神ふれあいセンター
	志島投票区	志島小学校
	甲賀投票区	甲賀地区公民館
	国府投票区	国府小学校
	安乗投票区	安乗漁民センター
磯部町	五知投票区	五知集落センター
	山田投票区	山田コミュニティセンター
	上之郷投票区	上之郷公民館
	下之郷投票区	下之郷共同作業所
	飯浜投票区	飯浜集落センター
	恵利原投票区	恵利原福祉センター
	川辺投票区	旧磯部農業就業改善センター
	迫間第一投票区	迫間第一多目的集会所
	迫間第二投票区	迫間児童館
	築地投票区	築地集落センター
	山原投票区	山原集会所
	夏草投票区	夏草公民館
	穴川投票区	穴川公民館
	坂崎投票区	坂崎区民センター
	三ヶ所投票区	三ヶ所区民センター
	渡鹿野投票区	渡鹿野島開発総合センター
	的矢投票区	的矢老人憩の家

※波切、布施田、和具第二、山田投票区は投票所が変わりました。

選挙公報

選挙公報は、7月15日(月)の朝刊に新聞折込みして配達されます。新聞を購読していない世帯は、各支

投票用紙は投票日前4日(7月17日)までに、ご自身で署名した請求書とともに、「郵便等投票証明書」を提示して請求してください。

所・各連絡所などに備えますのでご利用ください。郵送を希望される人は、市選挙管理委員会または各支所まで電話でご連絡ください。

浜島支所 53・1111
大王支所 72・0255
志摩支所 85・1111
磯部支所 55・0026

入場券

選挙の案内と投票所での受付整理のための入場券を7月3日ごろ発送します。入場券の際はご持参ください。入場券のバーコードは折り曲げたり汚したりしないようにしてください。なお、入場券を紛失したり何らかの事情で届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

開票

7月21日(日) 20時から
阿児アリーナ・オーシャンホール

○投票の方法○

- 選挙区選出議員選挙は、候補者の名前を1人記入してください。
- 比例代表選出議員選挙は、候補者名または政党名のいずれかを記入してください。

○比例代表選出議員選挙は非拘束名簿式○

非拘束名簿式は、名簿では当選順位は決められておらず、有権者が候補者名または政党名のいずれかを記載して投票する方式であるため、有権者は当選させたい候補者を選ぶことができます。

問い合わせ

市選挙管理委員会(総務課内)
TEL 44・0201 FAX 44・5252

投票は、夕方6時までだよ!



みんなの一票大切に!

市議会議員選挙の 日程について

市選挙管理委員会で、市議会議員の選挙日程が決定しました。

◎市議会議員選挙の期日など

告示日 10月13日(日)

投票日 10月20日(日)

投票時間 7時～18時

※開票は阿児アリーナ・オーシャンホールで20時から即日開票

◎立候補予定者説明会

とき 8月26日(月)

13時30分から

ところ 市役所4階401会議室

◎立候補の届出

とき 10月13日(日)

8時30分～17時

ところ 市役所4階401会議室

問い合わせ

市選挙管理委員会(総務課内)

44・0201 FAX 44・5252

☐ somu@city.shima.lg.jp

明るく正しい選挙を！

事前運動の禁止

立候補の届出前に事前運動を行うことは禁止されています。これに違反すると、禁錮または罰金の刑に処されます。この罪は、その後、立候補したかどうかに関係ありません。

また、立候補予定者のために事前に選挙運動をすることも、同様に禁止されています。

あいさつ状や寄付の禁止

政治家が日ごろ行う政治活動や後援会の会員募集などの後援会活動は、一般的には選挙運動とは区別されています。

しかし、時期や選挙に関するかどうかを問わず、選挙区内の人に対し、候補者などは答札の自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞などの時候のあいさつ状を出すことや、いかなる名義をもってするものでも、寄付をするなどとは固く禁止されています。

選挙運動における制限

選挙運動にも、戸別訪問、選挙に関する署名運動、飲食物の提供、人気投票の公表など、さまざまな禁止制限があります。

市の封筒に広告を 載せませんか？

各種証明書などのお持ち帰り用に使う窓口封筒を広告入りで作製し、市に提供していただく事業主を募集しています。

必要数

角形6号 30,000部

使用期間

現在使用中の封筒がなくなり次第およそ1年程度

申し込み方法

申込書と広告の概要を総務課へ提出してください。

決定方法

市広告掲載要綱・市広告掲載基準に基づき審査し、決定します(複数の申し込みがあつた場合は抽選)。

申込期限

7月19日(金) 17時

問い合わせ

総務課 44・0201

FAX 44・5252

☐ somu@city.shima.lg.jp



広告欄

平成25年度 市戦没者追悼式

市戦没者追悼式を開催します。遺族の人で参列を希望される人は、各地区の会長にお申し込みください。

とき

9月7日(土) 10時開会

ところ

阿児アリーナ ベイホール

申込先

各地区遺族会長

申込期限

7月31日(水)まで

問い合わせ

地域福祉課

44・0283 FAX 44・5260

☐ chikufukushu@city.shima.lg.jp



阿児町志島地区・浜島町浜島地区の 地籍調査にご協力を

都市計画課



44・0305



44・5262

●ご協力ください●

地籍調査は、土地の正しい位置や形、大きさを調査・測量して図面に表すと同時に、所有者や地目を調査し、地籍を明確にする事業です。

本年度も継続して現地調査を実施します。調査区内に土地を所有されている皆さんは、次のことにご協力をお願いします。

●調査予定区域(字名)

※阿児町志島①地区

塚穴、古名古、久保、松本、向山、市之坪、清水、片倉、豆之岡、目黒、前之濱の一部、布苔の一部、西之濱の一部、蟹潟の一部

※浜島町浜島⑥地区

産屋ノ岡、岩本、鳥ヶ坂、古城、中里、若宮、石神、宮山、西早町、岩崎の一部、大蓮寺の一部、浦ノ浜の一部、早町の一部、宮谷の一部

●説明会

地籍調査の概要や作業準備などを説明します。

浜島⑥地区

とき 8月上旬

ところ 浜島生涯学習センター

※該当者には個別通知をします。説明会では、通知に同封する資料の詳細を説明します。

※なお、志島地区については、9月に予定しています。詳細が決まり次第、別途通知します。

●くい打ち作業など

現地での一筆地調査までに隣接所有者と話し合いのうえ、境界杭の埋設をしてください。また、隣地との境界線が確認できるよう、草刈りなど現場の管理にご理解・ご協力をお願いします。

●一筆地調査(現地立ち会い)

現地に集合し、境界の確認や地目などの調査をするための立ち会いを行います。立会日は、調査の約1か月前に土地所有者に通知します。今年度の調査は、次の時期に予定しています。

浜島町浜島⑥地区

9月下旬～(予定)

阿児町志島①地区

10月下旬～(予定)

●昨年度調査区を

閲覧・確認してください●

昨年度の調査区『阿児町立神⑨地区』『浜島町浜島⑤地区』の閲覧を次のとおり行います。

浜島⑤地区(字名)

前田、的ノ岡、鯛田、西浦ノ浜、花岡、那都珂志の一部、目戸の一部、堂ノ端の一部、岩崎の一部、石神の一部、浦ノ浜の一部、敷ノ谷の一部

とき

7月9日(火)～7月28日(日)

期間中の月曜日から金曜日(祝日は除く)。ただし、27日(土)・28日(日)は実施します。

ところ 浜島支所 4階

立神⑨地区(字名)

赤崎、杓浦、高岡、天堂、土井ヶ原、西神島の一部、西山、八呂の一部、平田、呼ヶ崎

とき

8月1日(木)～8月20日(火)

期間中の月曜日から金曜日(祝日は除く)。ただし、17日(土)・18日(日)は実施します。

ところ 立神ふれあいセンター

※地籍調査の結果は必ず閲覧し、地籍簿と地籍図の確認をお願いします。



平成25年度 国民健康保険税 税率は据え置き

保険課

☎ 44・0213
FAX 44・5260

国民健康保険（以下「国保」という）の加入者（世帯）に負担していただく平成25年度分の税率は据え置かれることに決定しました。

したがって、前年度と同じ税率で、限度額も同じく77万円です。

国保税は、医療などに要する費用に充てる「医療給付費分」と後期高齢者医療制度を支援するための「後期高齢者支援金分」および介護保険の負担金に充てる「介護納付金分」で構成され、それぞれに所得割、資産割、均等割、平等割を算出し、合計したものが年税額となり、毎年7月に年税額を決定し、納税通知書を発送しています（※発送は、7月の中旬となります）。

国保税は、加入者の皆さんが安心して医療などを受けられるよう、皆さんで助け合う相互扶助を目的とした大切な制度です。今後も安定した国保の運営を守っていくために、ご理解で協力をお願いします。

平成25年度国民健康保険税率

区 分		算定の基礎	医療分	支援金分	介護分
応能割	所得割	加入者それぞれの前年中の総所得から基礎控除（33万円）を差し引いた額の合計に応じて	5.30%	1.85%	1.60%
	資産割	加入者の当該年度の固定資産税額（土地・家屋にかかるもの）に応じて	26.00%	8.00%	8.50%
応益割	均等割	世帯内の加入者数に応じて	19,800円	7,500円	8,400円
	平等割	加入世帯一律	18,900円	5,800円	4,800円
賦 課 限 度 額			510,000円	140,000円	120,000円

※前年度と同率の税率となっています。

国保税は世帯主に課税されます

国保税は、世帯ごとにまとめて世帯主に課税されることになっています。世帯主が国保に加入していないくても、同じ世帯内に国保加入している人がいれば、納税通知書は納税義務者となる

世帯主に送られます。

なお、年度の途中で世帯主が変更となった場合は、月割計算により前世帯主分と新世帯主分に分けて、それぞれに納税通知書が送られます。

国保税の納付方法

国保税の納付方法には、口座振替または納付書で納める「普通徴収」と、世帯主の年金から天引きする「特別徴収」の2種類があります。

今まで「普通徴収」の世帯であつても、原則として国保に加入している世帯全員が65歳以上で、世帯主が介護保険料を年金天引きされている場合は、「特別徴収」となります。

ただし、次のいずれかの場合は、天引きされず、普通徴収となります。

- 世帯主が国保被保険者でない
- 年金が年額18万円未満である
- 介護保険料の天引きとあわせた額が年金額の2分の1を超える

納付方法の変更

年金天引きの対象になった人は、申し出により、口座振替に変更することができます。保険課または支所窓口で手続きをお願いします。

なお、年金天引きを停止するには年金支給月の3か月前の月末が手続期限となりますのでご注意ください。

また、「年金天引き」による納付を継続する場合は、手続きの必要はありません。

国保税の納期限

① 普通徴収の納期

普通徴収の納期限	
第1期	5月31日
第2期	7月1日
第3期	7月31日
第4期	9月2日
第5期	9月30日
第6期	10月31日
第7期	12月2日
第8期	12月25日
第9期	1月31日
第10期	2月28日

前年の所得が確定するまでの暫定（仮算定）賦課分の【1期・2期】と、所得などが確定し年税額を決定する本算定後の【3期～10期】とを合わせて、年10回の納期があります。

② 特別徴収の納期

特別徴収月	
仮徴収	4月
	6月
	8月
本徴収	10月
	12月
	2月

年金受給月に世帯主の年金から引きします。前年の所得が確定するまでの仮徴収と所得などの確定後に年税額を決定した後の本徴収とを合わせて年6回の納期があります。

国保税の軽減

世帯の合計所得が一定額以下の場合
は、均等割・平等割に7割・5割・2
割の軽減があります。

区 分	軽減基準所得（世帯合計所得）
7割軽減	33万円
5割軽減	33万円＋（24万5千円×世帯主以外の被保 険者と世帯主以外の旧国保被保険者の合計数）
2割軽減	33万円＋（35万円×世帯に属する被保険者 と世帯に属する旧国保被保険者の合計数）

これとは別に、75歳以上の人が国保
から後期高齢者医療制度に移行した場
合の軽減措置や被用者保険の被扶養者
から国保の被保険者となった65歳以上
の人の減免措置があります。

非自発的失業者（倒産・解雇な どによる離職）に対する軽減

倒産・解雇などで本人の意思に反し
て職を失った雇用保険受給者の人で、

所得申告はお済みですか

国保税の所得割額は、前年の所得を
もとに決定されます。

正しく所得申告をしないと国保で受
けられるさまざまな給付や所得に応じ
た軽減措置などが受けられないことが
あります。

雇用保険受給資格者証において離職理
由が特定受給資格者（倒産・解雇など
による離職）または特定理由離職者（雇
い止めなどによる離職）に該当されて
いる人に対する軽減制度があります。

また、経済状況により事業の継続が
困難となり廃業した個人事業者などの
場合も減免の対象となる場合があります
ので、ご相談ください。

適用となるには、申請が必要です。
制度の詳細、申請時の必要書類などく
わしくは、保険課までお問い合わせく
ださい。



国民健康保険、高齢受給者証などの 更新のお知らせ

高齢受給者証の更新について

70歳から74歳までの国民健康保険
加入者に交付している「高齢受給者
証」の有効期限は7月31日までと
なっていますので、新しい「高齢受
給者証」を7月末日までに郵送しま
す。

一部負担金の割合は、平成24年中
の所得などにより改めて判定してい
るため、変更になる場合があります。

限度額適用認定証、限度額適 用標準負担額減額認定証など の更新について

入院や高額な外来診療を受ける際
に医療機関に提示することで、支払
う一部負担金が一定の限度額までと
なる「限度額適用認定証」「限度額
適用・標準負担額減額認定証」の有
効期限は7月31日までとなっています。

現在、認定証をお持ちの人には7
月末日までに更新の案内を送付しま
すので、引き続き必要な人は申請し
てください。申請した月の1日から
適用となります。

また、現在「特定疾病療養受療証」

をお持ちの人には、新しい受療証を
7月末日までに郵送します。

証の種類	更新手続	備 考
高齢受給者証	不 要	該当する人に郵送します。
特定疾病療養受療証		
限度額適用認定証	必 要	引き続き必要な人は、更新の手 続きをお願いします。 （更新の案内を送付します）
限度額適用・標準負担額減額認定証		

問い合わせ

保険課

FAX 44・5260
44・0213

後期高齢者医療制度 保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。

保険料の内訳は、被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

平成25年度の保険料額決定通知書は7月中旬に送付します。

◆保険料の計算方法

【均等割額】 39,120 円
+
【所得割額】 基準所得額 × 7.55%
Ⅱ
年間保険料額【限度額 55 万円】

※基準所得金額とは、総所得金額等から基礎控除額 33 万円を差し引いた額です。

◆保険料の軽減措置

①低所得世帯に係る軽減

【均等割の軽減】

所得が低い世帯の人は、次の基準により均等割を軽減します。

軽減割合	同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額	軽減後の額
9 割軽減	33 万円以下で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他各種所得がない）	3,912 円
8.5 割軽減	33 万円以下	5,868 円
5 割軽減	33 万円 + 被保険者数（世帯主は除く）× 24 万 5 千円以下	19,560 円
2 割軽減	33 万円 + 被保険者数 × 35 万円以下	31,296 円

※世帯は 4 月 1 日時点での状況で判定されます。

※ 65 歳以上の年金所得は、通常の公的年金控除以外に 15 万円を控除します。

※事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

【所得割の軽減】

基準所得金額が 58 万円以下の場合、所得割を 5 割軽減します。

（年金収入のみの場合、153 万円を超え 211 万円までの人が対象となります）

②被用者保険の被扶養者に係る軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった人は、均等割額を 9 割軽減し、所得割額はかかりません。

◆保険料の減免、猶予

災害にあった場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な場合（おおむね生活保護基準に準じる程度）は、申請により、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができる場合があります。

◆保険料の徴収

保険料の徴収方法は、年金の受給額が年額 18 万円以上の人は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。

ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額 1 回あたりの天引き額が、年金の支給額の 2 分の 1 を超える場合は、納付書や口座振替で納付していただく普通徴収となります。※複数の年金を受給している場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で、優先順位の高い 1 種類の年金から天引きされます。

①普通徴収の納期

普通徴収の納期限	
第 1 期	7 月 31 日
第 2 期	9 月 2 日
第 3 期	9 月 30 日
第 4 期	10 月 31 日
第 5 期	12 月 2 日
第 6 期	12 月 25 日
第 7 期	1 月 31 日
第 8 期	2 月 28 日
第 9 期	3 月 31 日

②特別徴収の納期

特別徴収月	
仮徴収	4 月
	6 月
	8 月
本徴収	10 月
	12 月
	2 月

◆納付方法を口座振替へ変更できます

年金天引きから口座振替への変更をご希望の人は、申請が必要です。

10 月からの年金天引きを中止する場合は、7 月 31 日までに申請してください。

※引き続き年金天引きを希望する場合は、申請は不要です。

◆後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療被保険者証(保険証)が更新されます。

7月下旬に県後期高齢者医療広域連合から、新しい保険証(ピンク色)を郵送(簡易書留)します。

現在の保険証(若草色)は、8月1日以降は使用できませんので、受診の際は間違えないよう、ご注意ください。

◆住民税非課税世帯の人は…

世帯全員の住民税が非課税の場合、通院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下・認定証)を病院の窓口へ提示すると、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

また、入院の際に提示すると食事代が減額されます。

認定証の交付を受けるには、申請が必要です。

◆一部負担金の割合の変更

申請により負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得(課税標準)額等が145万円以上の被保険者およびその人と同一世帯の被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する場合は、申請により負担が1割になります。

なり。7月末までに申請した人は8月から、8月以降に申請した人は申請月の翌日から負担割合が変更。同一世帯に後期高齢者医療被保険者が1人の場合

・被保険者の収入額が383万円未満。

※ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満。

同一世帯に後期高齢者医療被保険者が2人以上いる場合

・被保険者の収入額合計が520万円未満

◆はり・きゅう、あん摩・マッサージ、柔道整復(整骨・接骨)の施術の申請

「療養費支給申請書」は、施術を受けた人が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払いを受けるために必要な書類です。

傷病名・日数・金額などをよく確認したうえで、委任欄へご自身で署名・押印してください。ただし、柔道整復の施術は署名のみです。

問い合わせ

県後期高齢者医療広域連合

保険課 (059) 221-6883

44・0213

FAX 44・5260

電子証明書発行および失効業務停止のお知らせ

7月29日(月)・30日(火)は、公的個人認証サービスのシステム更新のため、住民基本台帳カードに格納される電子証明書の発行・失効業務ができません。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いします。

※電子証明書とは、インターネットを利用し、電子申請などを行う際に必要となるものです。

問い合わせ

市民課

44・0210
FAX 44・5260



「夏の交通安全県民運動」実施

7月11日(木)～20日(土)

夏期は、レジャーなどにより交通流・量が変化することに加え、開放感、暑さからの疲労により交通事故の多発が予想されます。

また、今年は式年遷宮の年であり、市内へは、例年以上に多くの観光客が訪れ、当地の道に慣れない運転者が多くなりえます。

皆さん一人ひとりが、交通安全について考え、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践して、交通事故の無い、安心安全なまちづくりを目指しましょう。

年間スローガン

「ゆずりあう 心が三重
(みえ)る 道が好き」
安全は あなた自身の
心がけ

問い合わせ

地域防災室

44・0203
FAX 44・5252

ふくし総合支援室って どんなところ？



ふくし総合支援室では、子どもから高齢者まで福祉に関する困りごとで「どこに相談したらいいかわからない」「といった市民の皆さんのご相談を受けて、必要に応じ関係機関につなぐなど適切な支援を行います。お気軽にご相談ください。

今回は、ふくし総合支援室内に設置されている「地域包括支援センター」の業務について、ご紹介します。

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように支援を行う機関です。



専門職の主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士などが、次の事業を行っています。

介護予防を推進します

○「介護予防支援事業所めかぶ」が、要支援1・2と認定された人の心身の状態にあわせて自立をめざした介護予防ケアプランを作成します。

○要介護・要支援になるおそれのある人に筋力向上・栄養改善・口腔機能の向上のための介護予防教室へ参加してもらったり、閉じこもり・認知症・うつ等の予防・支援を行います。

また、地域での自主的な介護予防活動を支援します。

「お達者サポーター」の市民ボランティアの皆さんが地域サロンなどの小さな集いの場で、介護予防を通じて地域の元気づくりに貢献しています。

災害時に避難するためにも、日ごろから足腰の衰えを食い止める活動に積極的に取り組んでいます。ぜひお出かけしてみてください。

高齢者の権利を守ります

○虐待の相談窓口として、早期発見・被害防止を図ります。

これって虐待？と気になることがあったら、迷わずご連絡ください。

○認知症などにより判断能力が不十分な人が、適切な財産管理を行い悪質商法の被害にあわないように、成年後見制度の活用などの支援を行います。

また、成年後見制度の説明会や相談会を行い、啓発に努めます。

○虐待や認知症高齢者の徘徊^{はいかい}の防止・早期発見を目的に、より多くの人々の見守りの目で小さな異変に気づくことができるよう「あんしん見守り協力員」の登録を行います。

協力員の役割は難しいことではなく一人暮らしの家庭の新聞がたまっているとか、道路や店で迷っている人がいたら保護をして、ふくし総合支援室へ連絡してもらいます。

また、徘徊が心配される高齢者情報の事前登録を行って、情報共有と早期発見に努めます。

協力員登録、事前登録とも随時行っていますので、登録をお待ちしています。

○認知症を正しく理解し地域で安心して生活ができるよう、認知症についての研修会や「認知症サポーター養成講座」を開催します。

さまざまな相談に応じます

○高齢者の生活全般に関する相談や介護・福祉・保健・医療に関する相談をお受けし、適切なサービスの紹介や支援につなげます。

ネットワークで支えます

○適切な支援が提供されるよう、研修会を開催するなどケアマネジャーの技術向上を支援します。

○関係機関と連携して、地域ぐるみで支援できる体制づくりに努めます。

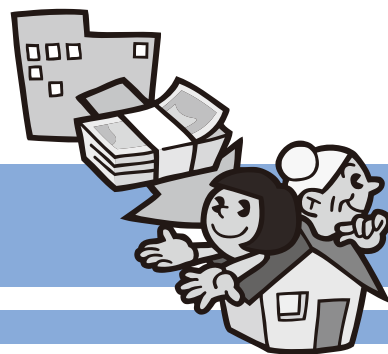
高齢化が進む志摩市では、2人で1人の高齢者を支える計算になります。主治医をはじめ民生委員やボランティアを含む地域住民のみなで支えあえる社会づくりに、ご協力をお願いします。

問い合わせ

ふくし総合支援室

☎ 44・0280
FAX 44・5260





知って安心! 国民年金

市民課

☎ 44・0210

FAX 44・5260

伊勢年金事務所

☎ (0596) 27・3604

保険料免除制度があります

国民年金は加入者である皆さんに年金保険料（平成25年度は15,040円）を納付していただくことで成り立っています。しかし、所得が低いなど経済的な理由で年金保険料を納めることが困難な場合は、申請により年金保険料が免除されます。

◎全額免除・一部免除

免除制度の種類

自営業や離職された人などが対象となり、前年の所得に応じた4段階に分けられます。

種類		月々の保険料
全額免除		—
一部免除	4分の3免除	3,760円
	2分の1免除	7,520円
	4分の1免除	11,280円

※年金保険料が免除された期間は老齢基礎年金の計算の際、国庫負担に相当する額が年金額に反映されます。

※一部免除制度は年金保険料の一部を免除することで残りの年金保険料を納付する制度です。一部年金保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、年金額に反映されません。また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じたときに、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

免除制度の条件

本人・配偶者・世帯主の前年所得が基準以下であることが条件です。

◎若年者納付猶予制度

30歳未満の人が対象となり、本人と配偶者の所得が基準以下の場合、申請して認められると納付猶予の該当となります。

※認められた納付猶予期間中は受給資格期間には反映されますが、年金額には反映されません。
追納できます

年金保険料の全額免除や一部免除・猶予の承認を受けた期間は、年金保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金は減額となります。免除された期間は、10年以内であれば、年金保険料を納めること（追納）もできます。年金保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降の年金保険料を追納する場合、当時の年金保険料額に加算額が上乗せされます。

失業（退職）による特例があります

申請する年度または前年度において失業（退職）の事実がある場合、本人所得を除外して審査する特例が適用されます。

申請について

○申請先

- ・市民課および各支所
- ・最寄りの年金事務所

○申請に必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（納付書など）
- ・認印
- ・失業などにより特例による免除を申請する人は、離職票または雇用保険受給資格者証など

申請時期	対象年度	申請対象期間
平成25年7月1日(月) ～ 平成25年7月31日(水)	平成24年度	平成24年7月分 ～ 平成25年6月分
	平成25年度	平成25年7月分 ～ 平成26年6月分
平成25年8月1日(木) ～ 平成26年7月31日(木)	平成25年度	平成25年7月分 ～ 平成26年6月分

診療科からのお知らせ

外科・整形外科・内科

現在、外科医師による総合診療も行いながら、下記のとおり内科非常勤医師による専門外来もおこなっています。

専門外来

○神経内科の診療を行っています。
頭痛やめまい、しびれなどでお困りの人は受診してください。

診療日 毎週火曜日の午前中

予約方法 14時～16時 ☎ 72・5555

○循環器内科の診療を行っています。
※完全予約制です。

予約方法 14時～16時 ☎ 72・5555
まで

○禁煙外来を行っています。

診療日 毎週水曜日

外来診療のご案内

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
内科1診 (予約)	○	○	×	×	月1回 ○
内科2診 (初診・予約外)	×	○	○	×	×
整形外科	○	○	○	○	○
外科1診	○	○	○	○	○
外科2診	○	×	×	×	○

診療受付時間 8時～11時30分

診療時間 9時～12時(医師の都合により変更になる場合があります。)

休診日 土曜・日曜・祝祭日および年末年始(12月29日～1月3日)

※曜日によって休診する診療科があります。また、医師の都合により休診となる場合もありますので必ずお問い合わせのうえ、ご来院ください。

志摩市民病院

☎ 72・5555

FAX 72・3949

志摩市民病院だより

臨時職員の募集

【看護師・訪問看護師】

募集人員 若干人

病院見学も随時行っています。
くわしくはお問い合わせください。

お問い合わせ

志摩市民病院
管理係

☎ 72・5555



乳がん検診について(お知らせ)

志摩市民病院ではマンモグラフィ(乳房X線撮影装置)および乳腺エコー(超音波機器)による乳がん検診を行っています。

マンモグラフィの撮影は、女性の放射線技師が担当します。

検診内容

マンモグラフィ(水曜日)

乳腺エコー(毎週水曜日、金曜日)

予約受付時間

14時～16時(平日)

※検診を希望される人は、事前に電話または病院の受付で直接お申し込みください。

志摩市民病院 ☎ 72・5555 FAX 72・3949

敷地内禁煙のお願い

志摩市民病院は、敷地内全面禁煙を実施しており、病院敷地内に喫煙できる場所はありません。

患者、付添い、病院へお越しいただくすべての皆さんに敷地内禁煙のご協力をいただきますようお願いいたします。

市有地売却のお知らせ(一般競争入札)

市有地について、次のとおり一般競争入札を行います。希望する人は、財政課窓口で配布している入札説明書、入札参加申込書に必要事項を記入しお申し込みください。

受付期間 7月4日(木)～26日(金) 17時まで(土日祝日を除く)

受付場所 市役所5階 総務部 財政課

入札日・入札会場

8月8日(木) 10時 市役所 4階 404会議室

先着順による売却について

落札されなかった物件については、入札日翌日から予定価格以上の金額で先着順による売却を行います。先着順ですので売却済みとなることがありますのでご了承ください。

問い合わせ

財政課 ☎ 44・0204 FAX 44・5252 ✉ zaisei@city.shima.lg.jp

物件番号①

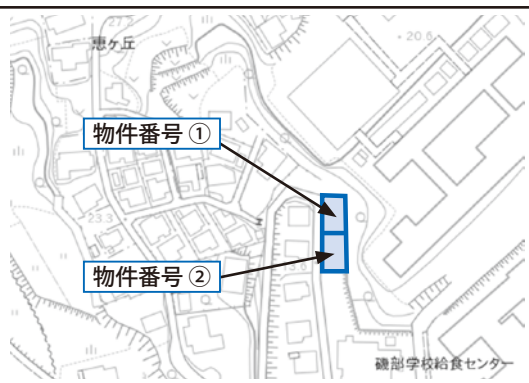
所在地	磯部町迫間426番地17 外2筆		
地目	雑種地	地積	297.87㎡（3筆合計）
予定価格(最低売却額)		6,790,000円	

物件番号②

所在地	磯部町迫間426番地18 外1筆		
地目	雑種地	地積	297.87㎡（2筆合計）
予定価格(最低売却額)		6,660,000円	

物件番号③ ※建物付

所在地	大王町波切3981番地1		
地目	宅地	地積	615.35㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建共同住宅	床面積	1階 99.33㎡ 2階 99.33㎡
建築年	昭和53年12月		
予定価格(最低売却額)		5,900,000円	
内 訳		土地4,640,000円 建物1,260,000円	



入札参加を希望する人へ

- ・入札に参加を希望する人は、「総務部 財政課」で関係書類を配布していますのでお越しください(郵送での請求はご遠慮ください)。
- ・関係書類は入札に参加するための資格審査を行うために必要ですので、提出のない場合は入札に参加することができません。
- ・建物付物件の予定価格には、建物価格にかかる消費税および地方消費税相当額は含まれていませんので別途必要となります。

※入札参加資格について

以下の人は入札に参加できません。

1. 売買契約を締結する能力を有しない人または、破産者で復権を得ていない人
2. 当該入札に関する事務に従事する市職員
3. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する人
4. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号から第6号に該当する人
5. 市税などを滞納している人

なお、入札参加資格の無い人が行った入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

不動産を公売します

市では、下記の通り不動産の公売を実施します。公売不動産を買い受けた人はぜひ入札に参加してください。

公売期日 7月18日(木)

入札 10時30分～11時00分

公売場所 阿児町神明1074番地14 阿児アリーナ 会議室

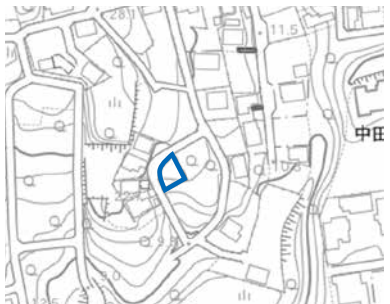
※公売に関する説明を公売期日10時から公売場所において行いますので10時までにお越しください。

公売財産 下記公売財産一覧のとおり

公売財産一覧

売却区分番号:S25-5	
見積価額:1,690,000円	
公売保証金:170,000円	
所 在 阿児町鵜方字金谷	【位置図】 
地 番 3019番24	
地 目 山林	
地 積 169㎡	
他5筆 (位置指定道路の共有持分) 所在など 阿児町鵜方字金谷3019番1、 3019番9、3019番23、 3019番28、3019番29	

売却区分番号:S25-6	
見積価額:850,000円	
公売保証金:90,000円	
所 在 阿児町神明字後	【位置図】 
地 番 1241番10	
地 目 山林	
地 積 176㎡	

売却区分番号:S25-7	
見積価額:630,000円	
公売保証金:70,000円	
所 在 阿児町神明字中田	【位置図】 
地 番 972番17	
地 目 雑種地	
地 積 169㎡	

※ 「不動産公売のお知らせ」を収税課、各支所窓口に備え付けてありますのでご覧ください。

※ 入札に必要な書類(入札書など)は、公売当日に会場でお渡しします。

※ 公売公告に記載されている公売財産は、売却区分番号単位で公売を中止する場合があります。事前に公売中止の有無をご確認ください。

※ 各売却区分番号の公売条件などくわしくは下記にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ

収税課

☎ 44・0212

FAX 44・5260

✉ shuzei@city.shima.lg.jp

市ホームページ  <http://www.city.shima.mie.jp/>

平成25年度 健康づくり出前教室

健康づくりに関する知識や技術をお伝えすることを目的に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などによる、「健康づくり出前教室」を無料で実施しています。

希望の団体は、健康推進課へお申し込みください。

対象 市民団体または関係機関

内容 「虫歯予防について考えよう」「バランスのとれた食事のとり方、おやつの選び方」「ストレスとの上手な付き合い方」など。くわしくはお問い合わせください。

教室1回につき30分間～1時間（準備・片付けの時間を除く）

ところ 各団体の希望する場所（市内）にお伺いします。

（施設利用料が必要な場合は依頼団体でご負担をお願いします。）

留意事項

- ご希望の日程や内容などによっては実施できない場合があります。
- 実施の場合、団体の代表または担当と事前の打ち合わせをお願いします。

申し込み・問い合わせ 健康推進課（総合保健センター）

〒517-0501 阿児町鵜方3098- 1 サンライフあご3階

☎44・1100 FAX44・1102

✉kenko@city.shima.lg.jp

お申し込みお待ちしております



熱中症に気をつけましょう！

熱中症の予防法

- ・日ごろから体調を整えましょう
- ・外では日傘や帽子を使用しましょう
- ・水分をこまめにとり、充分休息をしましょう
（のどが渴いたと感じる前に水分をとることが必要です）
- ・炎天下での長時間作業をさけましょう
- ・室内でもカーテンなどで日陰をつくり、風通しをよくしましょう
- ・扇風機やエアコンの控え過ぎによる熱中症に気をつけましょう
（節電への取り組みは無理のない範囲で行いましょう）

熱中症の症状

- ・立ちくらみ、めまい
- ・筋肉痛
- ・大量の汗がでる
- ・頭痛、吐き気、からだがだるい
- ・からだがぐったりして力が入らない

熱中症の対処法

- ・涼しい場所へ避難させる【日陰やクーラーの効いた部屋へ】
- ・衣服を脱がせ、からだを冷やす【冷たいタオル、氷などで】
- ・水分（塩分）を補給する【スポーツドリンク、水など】
- ・意識がない、反応がおかしい、自力で水を飲めない場合はすぐに救急隊を要請しましょう



問い合わせ 健康推進課（総合保健センター）

☎44・1100 FAX44・1102

✉kenko@city.shima.lg.jp

集団検診のお知らせ

検診の申し込みを **7月8日（月）** から開始します。

検診を希望される人は、申し込み開始日以降の **平日 8時30分～17時** に最寄りの保健センターへお申し込みください（電話可）。

胃がん検診は、各日程、定員になり次第受け付けを終了しますのでご了承ください。

胃がん検診

地区	とき	検診受付時間	ところ	申し込み・問い合わせ
磯部	9月13日(金)	8時30分～9時15分	磯部健康福祉センターかがやき	磯部保健センター
		9時30分～10時15分		
浜島	10月4日(金)	8時30分～9時15分	浜島B＆G海洋センター	
		9時30分～10時15分		
阿児	10月17日(木)	8時30分～9時	J A 鳥羽志摩阿児支店あぐり国府駐車場	総合保健センター
		9時45分～10時30分	J A 鳥羽志摩阿児支店甲賀駐車場	
磯部	10月31日(木)	8時30分～9時	鳥羽磯部漁協三ヶ所支所	磯部保健センター
		9時30分～10時30分	穴川公民館	
阿児	11月11日(月)	8時30分～9時	立神ふれあいセンター	総合保健センター
		9時45分～10時30分	神明地区公民館	
	11月14日(木)	8時30分～9時	サンライフあご	
		9時30分～10時		
磯部	11月21日(木)	8時30分～9時15分	磯部健康福祉センターかがやき	磯部保健センター
		9時30分～10時15分		
大王	12月2日(月)	9時～9時45分	いきいき館水仙	大王保健センター
		10時～10時45分		
志摩	12月6日(金)	9時～9時45分	志摩文化会館	
		10時～10時45分		

※各種がん検診受診上の注意※

- 対象年齢は、平成26年4月1日時点の年齢です。
- 同じ検診を年に2回受診した場合は、2回目は全額自己負担になります。
- ※胃がん・大腸がん検診は個別検診か集団検診のどちらか一方の受診となります。
- 集団検診の結果は、受診日の約3週間後に自宅に郵送されます。
- 健康保険証を必ずお持ちください。お持ちでない場合は、受診できないことがあります。
- 胃がん(バリウム)検診を受診した後で大腸がん検診を受診する人は1週間の間隔をあけてください。

～志摩市休日夜間応急診療所～

場 所 県志摩庁舎
(旧志摩保健所)
2階

電話番号 43-5899

診療科目 内科・小児科

受付時間 □印の日は夜間
19時30分～21時30分
○印の日は昼間
(日曜・祝日診療の日)
9時30分～12時00分
13時30分～16時00分

診療日

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

勤務日時

土曜日（夜間）
19時30分～22時

勤務先

休日夜間応急診療所
(県志摩庁舎2階)

就業形態

臨時的任用職員

募集人数

若干人

職種

看護師（正・准）

募集しています。

市が運営する休日夜間応急診療所で、土曜日の夜間に勤務する看護師を募集しています。

急募!

看護師さんを募集しています

〈志摩市休日夜間応急診療所〉

※勤務日数、賃金、業務内容など詳しくは、お問い合わせください。
まずは、お気軽にお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

健康推進課

kenko@city.shima.lg.jp

FAX 44・1100
44・1100

肺がん・結核検診、大腸がん検診

地区	とき	当日の受付時間	ところ	申し込み・問い合わせ	提出日時(採便・喀痰)
阿児	9月18日(水)	10時～11時	(旧)JA鳥羽志摩阿児支店あぐり志島駐車場	総合保健センター	9月26日(木) 8時30分～11時
		13時～14時	JA鳥羽志摩阿児支店甲賀駐車場		
		14時45分～15時15分	JA鳥羽志摩阿児支店あぐり国府駐車場		
	9月19日(木)	10時～11時	立神ふれあいセンター		
		13時～14時	サンライフあご		
		14時45分～15時15分	渡鹿野対岸駐車場		
	9月20日(金)	10時～11時	安乗漁民センター		
		13時～14時	神明地区公民館		
		14時30分～15時30分	鶴方公民館		
浜島	9月25日(水)	9時30分～10時30分	迫子公民館	磯部保健センター	10月2日(水) 8時30分～10時30分
		11時～12時	塩屋生涯学習センター		
		13時30分～14時30分	松山路生涯学習センター		
		15時～16時	南張生涯学習センター		
	9月26日(木)	13時～16時	市役所浜島支所		
磯部	10月8日(火)	9時～9時30分	五知駅前	磯部保健センター	10月18日(金) 8時30分～10時30分
		10時～10時45分	山田集会所		
		11時15分～11時45分	上之郷伊雑宮駐車場		
		13時30分～14時30分	穴川公民館		
	10月11日(金)	9時～9時30分	松山集落センター		
		9時45分～10時30分	夏草公民館		
		11時～11時45分	栗木広センター		
		13時30分～14時15分	恵利原福祉センター		
		14時45分～15時30分	築地区寺		
大王	10月18日(金)	9時30分～12時30分	船越地区公民館	大王保健センター	10月28日(月) 9時30分～10時30分
		14時～14時30分	畔名コミュニティセンター		
	10月21日(月)	9時30分～13時30分	いきいき館水仙		
		14時45分～15時15分	名田(田中かまぼこ店)		
磯部	10月22日(火)	9時30分～10時30分	的矢駐車場	磯部保健センター	10月30日(水) 8時30分～10時30分
		11時～11時45分	飯浜集落センター		
		13時30分～14時	下之郷共同作業所		
		14時30分～15時30分	農業就業改善センター		
	10月24日(木)	9時15分～10時	鳥羽磯部漁協三ヶ所支所		
		10時30分～11時15分	坂崎簡易郵便局(鳥羽磯部漁協坂崎連絡所)		
		13時～13時45分	山原集会所		
		14時15分～15時15分	磯部健康福祉センターかがやき		
志摩	11月19日(火)	10時～12時	片田共同福祉施設	大王保健センター	11月26日(火) 9時30分～10時30分
		13時30分～15時30分	志摩B&G海洋センター		
	11月20日(水)	9時30分～11時	御座コミュニティセンター		
		12時30分～15時30分	越賀地区多目的集会施設		
	11月21日(木)	9時30分～12時45分	和具浦船着場		
		14時～16時	志摩文化会館		

持 ち 物

- 健康保険証(本人確認のため必ずお持ちください)
- 健康手帳(40歳以上の人:お持ちでない人は発行します)
- 大腸がん検診無料クーポン券(お持ちの人)

対 象 者 胃がん・肺がん・大腸がん検診: 40歳以上の市民 結核検診: 65歳以上の市民
自己負担額 レントゲン(肺がん・結核) 200円 喀痰検査 600円 大腸がん検診 600円
 胃がん検診 1,200円

下記に該当する人は、すべてのがん検診が無料になります。

- ①70歳以上の人
- ②市の国民健康保険に加入している人
- ③無料クーポン券対象の人(大腸がん検診のみ)

昭和47年4月2日～昭和48年4月1日生まれ

昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれ

昭和42年4月2日～昭和43年4月1日生まれ

昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれ

昭和37年4月2日～昭和38年4月1日生まれ

問い合わせ

総合保健センター ☎ 44・1105 FAX 44・1102

大王保健センター ☎ 72・5963 FAX 72・5964

磯部保健センター ☎ 55・4011 FAX 56・0750

申し込みの際には連絡先(電話)などを確認させていただいております。

シリーズ

医療・福祉・介護の現場から

第13回

市介護老人保健施設 志摩の里

管理栄養士 石田順子 じゅんこ

これからの時期、気温の上昇とともに、食中毒の発生率が高くなります。食中毒菌にはさまざまな種類があり、おもな症状は、下痢・嘔吐・腹痛・発熱とされています。

これらの症状を発生させないためには、調理や食するときだけでなく、食事の前、さらには買い物の前から注意を払うことが、予防のポイントになっています。

①新鮮な食材を購入し、賞味・消費期限をよく確認する

生鮮食品は最後に手にするようになり、買物の順番をもつ一度見直してみてもいいでしょうか？

②冷蔵庫は過信しない

冷蔵庫に入れば細菌が死ぬわけではありません。繁殖の速度が遅くなるだけです。

③下処理の際は、順番を守る

まず果物や野菜など生で食べる物を先に行う。次に肉や魚など、火を加えて食べる物の順で処理をすると菌の付着を防げます。

④加熱はしっかりと行う

⑤食するとき、きれいな手・食具・皿で食べる

取り分ける箸や皿なども清潔な物が良いですね。

⑥残ったときは：

調理した食事が残ったときや家族と食事時間がずれるときは、冷蔵庫に入れておくと、繁殖を予防できます。

少ない菌数で発症するO-157などは、室温放置20分で2倍に繁殖します。室温放置は危険です。

保管した後は再加熱をしっかりと行って早めに食べるようにし、怪しいと思う物は食べないことも予防のひとつです。

ニュースなどで取り上げられる食中毒は、レストランや施設・学校などですが、もちろん一般家庭でも発生しています。

高齢者や幼児など、抵抗力の弱い人がいるご家庭は、より注意が必要です。

センター長

だより

センター長 鈴木孝明

もうすぐ本格的な夏を迎えますね。夏にはいろいろな作業や行事がありますから、皆さんも大変な季節でしょう。温度も湿度も上がりますから、水分や食事をしっかりと摂り、適度な休養をとり、健康で丈夫な身体を作って夏を迎える準備を進めていきましょう。

皆さんそれぞれが「その人なりに健康な状態」であってこそ最大限活躍できるものですが、ご自身で健康状態を把握することは大変重要なことです。状態を把握するものとして、自覚症状は最も分かりやすいものですが、例えば血圧を測る、体重を測るなどはご自宅でもできます。また、夏は健康診査（健診）や各種がん検診の時期でもありますので、受けてみるのもよいでしょう。ただし、気にしすぎは禁物で、体調を乱したり、活躍する時間が無くなって、本末転倒になってしまう場合もあるので、バランス感覚も必要です。まずは周囲の人との話題に挙げてみてはいかがでしょうか。

問い合わせ

志摩地域医療福祉センター

84・1000

理学療法士を目指す!! 広告

OPEN CAMPUS 開催

7月27日(土)10:00~

体験授業・入試説明・学校案内等



伊勢志摩リハビリテーション専門学校 TEL.0596-24-2540

伊勢市御園町高向1658 <http://www.kyoeigakuen.ac.jp/>





整理整頓と挨拶

2月号のコラムで、観光力と題して、観光の振興を期するためには、訪れていただいたお客さまには食も含めて心身ともに「満足」を提供することが大切だと書かせていただきました。そして満足されたお客さまはリピーターにもなり、満足を経験したがゆえに当地域の良き宣伝マンとして志摩市を発信していただけた、螺旋的にこの志摩市の観光振興が進展するとも書かせていただきました。そしてその満足を売るためには観光業者の方々は当然ですが、観光をつかさどる行政側の職員も含めて、観光を標榜する官民が一体となって、観光に関わる一人ひとりが地域の歴史文化はもちろん、地形や地元字に精通することが重要で、地域のことに通じ地域をよく知るからこそ、常に胸の中に志摩市そのものが存在し、誇りを持ってお客さまに志摩市を語る、そして志摩市の景観や食幸を有意義に語りながら提供できる。そ

してこのような力を観光力と呼びなぞらえ、観光振興にはこのような力をつけることが大事ではと、皆さんにお示しをさせていただきました。

そしてその2月号のコラムを読まれた方からは観光力に対して然りの同調をいただいたり、市長言うところの観光力を高めるためにはそれなりの教本や体制をとったようなお話までいただき、たいへんありがたく反響を聞かせていただきました。

その後の5か月余りの時間のなかで、幾つかの会議の場や出張先で出会ったたくさんの方から、振興を目指した観光談義のうちに、いろいろなその人なりの観光振興策や思いについてたくさんのお話を伺う機会があり、2月号の観光力はもちろんですが、一つ気付くことができました。

そしてもうひとつ切実にこれとは思ふことが心に湧いてきました。それは観光客の呼び込みを意識しての、さまざまな仕掛けや行動全般がこれまでの能動的な観光振興策であるとしたら、受動的な観光戦略があるのではなにか、そしてそれは特段に観光振興策と銘打って上段に振りかざすようなことではなく、お客さまというより立ち寄って頂いた方々が、志摩市民の日常的な生活や生活空間でのふれあいや何気ない出来事に、心豊やかに感じ、こんな所ならまた来たいし、こんな人たちにまた会いたい、そして住んでみ

たいと思ってもらえるような環境整備をすることが必要ではないかということとです。どんなことかと言いますと、一つにはごみ一つ落ちていない町並みが実現できれば、訪問者はどこをたずねても何と素敵な町だと思ひ心豊やかになるでしょうし、また志摩市民が訪問者の方々に出会い頭に時節の挨拶を常体的に笑顔で声かけができれば、その地元民である志摩市民の人格に訪問者は安心と親近感などなほみを覚えるでしょう。そして志摩市のファンになってくれるでしょう。

このように何かにつけて私たちの生活の中で、訪問者に対して、家族や親戚に應對するように接することができれば面白いし、ごみ一つ落ちてない町が実現できれば、これはこれですごくいいことで、その清潔感や市民の姿勢に共感を頂けるものと思います。

そして今、日本は外国からの観光客誘致を重要産業ととらえ、外国人客を呼び込むためのインバウンド事業を声高に叫び、三重県でもそれに関連して、この間は合歓の郷で日台観光交流会をひらき、広く台湾関係者に呼び掛けました。これは志摩市も同じで、ほかの産業と同じく観光は志摩市を支える大きな重要産業です。私は志摩市民みんなが、観光業に関わりなくとも観光振興を推し進めれば、形を変えて市民のふところ財を呼び込めることを、自覚いただいて、自分の身の回りから

清潔に合言葉に家の周りや道などの整理整頓に心を傾けてほしいと思います。ましてや道路へのポイ捨てなどあつてはならないと思います。家庭内・職場での挨拶はもちろんですが、もし観光客の方を見かけたなら一言挨拶をお願いしたいと思っています。私も心根を据えて整理整頓をしていきたいと思ひます。

志摩市長 大口有和





すくすくランド

7月の子育て支援事業のご案内



事業	とき	ところ
育児サークル こえびちゃん	毎週 土・日	10時～11時30分 浜島生涯学習センター ☎ 53・1511
育児サークル わらじっこ	毎週 火・金	9時30分～11時30分 大王第三保育所 ☎ 72・2264
園庭・遊戯室 開放	毎週火曜	9時～11時30分 大王第三保育所 ☎ 72・2264
	18日(木)	9時30分～11時 志島保育所 ☎ 45・2215
園庭開放	毎週 月～金	10時～12時 志摩幼保園 ☎ 85・3217
	毎週水曜	9時30分～11時 浜島幼保園 ☎ 53・0069
	4日(木)	9時30分～11時 下之郷保育所 ☎ 55・2347
	11日(木)	9時30分～11時 ひのでが丘保育所 ☎ 55・0577
	25日(木)	9時30分～11時 ひまわり保育所 ☎ 55・0177

志摩子育て支援センター ☎ 85・0940

事業	とき
育児相談	毎週月～金 9時～12時、13時～16時
子育てサロン	9時～12時、13時～15時

子育て支援センターわくわくの森 ☎ 44・1117

事業	とき
センター開放	毎週月～金 9時～11時30分 13時～15時30分
育児相談	

磯部子育て支援センター ☎ 55・1741

事業	とき
育児相談	毎週月～金 9時～12時、13時～16時
子育てサロン	9時～12時、13時～15時
ひよこクラブ (0・1歳)	16日(火) 10時～11時
ひよこクラブ (2歳以上)	24日(水) 10時～11時

※ひよこクラブは、事前申込をお願いします。

浜島子育て支援センター ☎ 53・1220

※電話番号が変更になりました

(場所：浜島幼保園内)

事業	とき
育児相談	毎週月～金 9時～12時、13時～16時
子育てサロン	9時～12時、13時～15時

※いずれの事業も開催日が祝日の場合はお休みです。

じんけんコーナー 101

「市人権講座」

人権啓発推進課

☎ 44・0227
FAX 44・5261

市では、あらゆる人権課題の解決をめざし、人権文化を高めることを目的として毎年、「市人権講座」を開催しています。

この人権講座は全4回で、今年度は、すでに第1回と第2回は終了していますが、今年度の内容は次のとおりです。
第1回「自らの差別意識を問う」取り組みから学んだこと

度会町法光寺の住職で、曹洞宗人権啓発相談員としても活躍されている伊藤訓之さんが、宗教者の立場から感じたことや、自らの取り組みの経験から学んだことを聞かせてくださいました。

第2回「原発と人権」フクシマで何が起きていたのか」

一般的にはくわしく知られない原発事故の現実と、福島の人々の生活の様子、また三重県に避難してきた人たちの様子などについて、映像を通して説明していただきました。講師は海の博物館評議員の柴原洋一さんでした。

第3回「男女がいきいきと暮らす」DVのない家庭づくり」

県男女共同参画センターフレンテみえ所長の柏木はるみさんを講師にお迎

えして、7月12日(金)に開催します。私たちの周りでも起こりうるDVについて、具体的な事例を示しながら解説していただき、DVとは何なのか、またどうすれば防止できるのかについて考えていきます。

第4回「『うた』でつむぐ人の想い」人権にまつわる名曲の数々」

第4回は、7月19日(金)に開催される公開講座で、人権にまつわる『うた』を楽しんでいただくコンサートです。部落問題にまつわる歌、反戦歌、労働歌、わらべ歌・「竹田の子守唄」「イマジン」など誰もが知っている名曲、なつかしい歌もたくさん登場します。演奏だけでなく、それぞれの歌詞に込められた意味、背景についての解説を聞きながら、歌に託された人々の想いを感じていただけたらと思います。講師は、宇治山田高校教諭の野村良嗣さん、県教育委員会人権教育課の小松貞則さん、錦織厚史さんです。

「人権って難しい・・・」と感じている人も気負わずに参加してみてください。この講座が、最初の一步になるかも知れません。

※時間はいずれも19時30分～21時
※会場は、市立図書館(阿児ライブラリー)2階

※第4回講座は公開講座ですので、申し込みなしで聴講できます。

図書館だより

新しく入った本を紹介します（★は児童書です）

遠野物語 remix きょうごく なつひこ 京極夏彦／著、柳田國男／著【小説】

遠野の郷に、いにしえより伝えられし怪異の数々。民俗学の父・柳田國男の著作である「遠野物語」を、京極夏彦が深く読み解き、新たに結んだ、いまだかつてない新釈“遠野物語”。

★おしろとおくろ まるやまさとし 丸山誠司／著【絵本】

おしろじいさまの自慢は立派な白ひげ。まっしろきれいでかっこいい。ところが、おくろじいさまの自慢も立派な黒ひげ。いつもびかびかまっくろくろ。どっちのひげがかっこいいかって？白か黒かいざしょうぶ！

新・伊勢志摩春秋 かわぐち むじ 川口祐二／著【紀行】

ふるさとと暮らしや文化の根幹を守り育てつつ、これらを破壊しようとする状況と対峙する課題もまた生じている。2001年から12年にわたりふるさと伊勢志摩から発信しつづけたエッセイ116篇。

★みみずん かべやふよう／作・絵【絵本】

土の中にあるみみず村に住むみみずんは、毎日ぐうたら寝てばかり。ある日、地上で雨が降り、みみずたちの敵べろりんちょが動き出しました。みんな避難したのですが、逃げ遅れたみみずんは…。

イベント案内

館室名	と き	内 容
市 立	7月15日(月)11時～	おはなし会(赤ちゃんむけ)
	7月20日(土)11時～	夏休みスペシャルおはなし会 11時～ おはなし会 11時30分～ 手作り工作「ゆらゆらモビールをつくってみよう」 ※工作に参加される人はハサミが必要です
	7月20日(土)14時～16時 8月2日(金)10時～12時	図書館探検&体験しよう(小学生対象) 図書館の裏側探検とお仕事にチャレンジしてみよう 各日定員4人 ※要予約(初めて参加される人が優先となります)
	7月27日(土)、8月3日(土) 11時～	おはなし会
	8月9日(金)10時～16時	ミニミニ工作にチャレンジ セロファン紙を使ったメガネやしおりなど簡単な工作をやってみよう
志 摩	7月27日(土)14時30分～	よみきかせかい
	8月3日(土)14時～16時	ミニミニ工作にチャレンジ セロファン紙を使ったメガネやしおりなど簡単な工作をやってみよう ※要予約
	8月7日(水)11時～	よみきかせかい(赤ちゃんむけ)
磯 部	7月20日(土)13時30分～	古文書学習会
	8月3日(土)13時30分～	イラストレーター矢田勝美さんといっしょにエコバッグに絵を描こう ※要予約 定員20人 材料費100円が必要です

歴史民俗資料館からのお知らせ

絵画展「いのちをつなぐ海のものがたり展」

期 間：7月27日(土)～9月15日(日)

「食の背景にある自然を相手に働く人たちの働き方から、自然と生きものに感謝する姿と知恵に魅せられた」矢田勝美かつみさんの絵画を展示します。

※矢田勝美さんは三重県出身のイラストレーターです。

入館：無料

カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
7/14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	8/1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17

○市立図書館休み □全館休み

△志摩・磯部・大王・浜島休み

市立図書館 ☎ 43・8000 FAX 43・8003 志摩図書館 ☎ 85・7801 FAX 85・2563 磯部図書室 ☎ 55・2881 FAX 55・2935

平成26年市成人式の実行委員を募集します！

平成26年1月12日（日）に行う市成人式の実行委員を募集します。
一生に一度の成人式。より思い出深いものとなるよう、自分たちの手で企画・運営してみませんか？

やる気のある新成人の応募をお待ちしています！

【対象】 ・新成人（平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ）で、
成人式の企画・運営に携わってみたい人

【内容】 ・数回開催予定の実行委員会に参加
・式典全般の企画、運営
・新成人誓いの言葉朗読

【募集人数】 10人程度

【募集期限】 7月19日（金）

【申し込み・問い合わせ】

生涯学習スポーツ課 ☎44・0339 FAX 44・5263

✉ ky-sgakuspo@city.shima.lg.jp



Welcome! 自衛隊

大学進学を目指す

医者・看護師等医療系を目指す

パイロットを目指す

防衛大学校学生

- 文部科学省の大学設置基準に準拠
 - 卒業時、一般大学と同様学士の学位授与
 - 受験料、入学金及び授業料無料
- 学生手当：月額108,300円
期末手当：年2回（6月・12月）

■資格
高卒（見込）21歳未満の者

■受付期間（一般前期）
9月5日～9月30日
（推薦）9月5日～9月5日

■試験日（一般前期）
（1次）11月9・10日
（推薦）9月28・29日

※募集科目等詳しくは、お問い合わせください。

防衛医科大学校医学科学生

- 卒業後は世界というフィールドで活躍
 - 全国平均より高い医師国家試験合格率
- 学生手当：月額108,300円
期末手当：年2回（6月・12月）

■資格
高卒（見込）21歳未満の者

■受付期間
9月5日～9月30日

■試験日
（1次）11月2・3日

※詳しくは、お問い合わせください。

防衛医科大学校看護学科学生

- 看護師・保健師の国家資格を取得可能
 - 受験料、入学金及び授業料無料
- 学生手当：月額108,300円
期末手当：年2回（6月・12月）

■資格
高卒（見込）21歳未満の者

■受付期間
9月5日～9月30日

■試験日
（1次）10月19日

※詳しくは、お問い合わせください。

航空学生

- 入隊後、約4年（海上・航空）で事業用操縦士（国家資格）取得
- 初任給：月額159,500円
賞与：年2回（6月・12月）

■資格
高卒（見込）21歳未満の者

■受付期間
8月1日～9月6日

■試験日
（1次）9月21日

※詳しくは、お問い合わせください。

専門職域を目指す

資格取得に不安が…
学校卒業後に不安が…

自衛官という選択

部隊の中核となる自衛官を目指す 一般曹候補生

- 資格 18歳以上27歳未満の者
- 受付期間 8月1日～9月6日
- 試験日（1次）9月16・17日

※詳しくは、お問い合わせください。

技術と体力を磨く任期制自衛官 自衛官候補生

- 資格 18歳以上27歳未満の者
- 受付期間 平成25年9月統一試験
（男子）～9月3日
（女子）8月1日～9月6日
- 試験日（男子）9月16日
（女子）9月22日～26日

※いずれか1日を指定

※尚、自衛官候補生（男子）につきましては、9月統一試験で、採用人数に達しない場合は、追加試験を実施する場合がございます。詳しくは、お問い合わせください。

取得機会のある多彩な資格

車両関係

- 自動車整備士
- 大型自動車免許
- 大型特殊免許
- けん引免許

船舶関係

- 小型船舶
- 潜水士

航空関係

- 航空管制官
- 事業用操縦士

医療関係

- 救急救命士
- 准看護師
- 臨床検査技師
- 診療放射線技師

その他

- 危険物取扱者
- 2級ボイラー技師
- 電気工事士
- 調理師
- 栄養士

※職種により取得できる資格は異なります。



自衛隊伊勢地域事務所

伊勢市神久 2-1-58

TEL.0596-23-3880

<http://www.mod.go.jp/pco/mie/>
[mail:recruit1-mie@pco.mod.go.jp](mailto:recruit1-mie@pco.mod.go.jp)

三重自衛隊

検索



平成26年度採用予定 鳥羽志勢広域連合職員募集

職種・採用人員

技師（機械）1人

受験資格

- ・地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない人
- ・日本国籍を有しない人（外国籍の人）は、永住者または特別永住者の在留資格を有すること。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。
- ・昭和53年4月2日以降に生まれた人
- ・ボイラータービン主任技術者免状の交付を受けた人、または学校教育法による4年制大学で機械工学に関する学科（熱力学、材料力学、流体力学の3科目を修得した人）を卒業もしくは、平成26年3月卒業見込みの人

受験手続と場所

●申込書の入手方法

募集要項と受験申込書は、7月31日（水）まで総務課にて配布します（8時30分から17時15分まで※土日祝日を除く）。

郵送希望者は、封筒に朱書きで「職員採用試験申込書請求」と記入し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号封筒）を同封し7月23日（火）までに請求してください。

●受験申込書に必要な書類など

写真、機械工学専門科目履修（見込み）を証する書類などの添付資料が必要となりますので、くわしくは、募集要項をご覧ください。

●受付期限

7月31日（水）まで（受付時間8時30分から17時15分まで※土日祝日を除く）

郵送により提出される人は、封筒に朱書きで「職員採用試験申込書在中」と記載し、申込期間内必着とします。

●提出場所 〒517-0214 志摩市磯部町迫間22番地 鳥羽志勢広域連合 総務課

試験日・会場

一次試験 8月11日（日）9時30分～ 鳥羽志勢広域連合

二次試験 一次試験合格者のみに通知します。

試験科目

一次試験 作文試験、個別面接方式による面接

二次試験 個別面接方式による面接

問い合わせ 鳥羽志勢広域連合 総務課 ☎56・1030

平成26年4月採用予定 志摩広域消防組合消防吏員募集

採用予定者数 13人

受験資格など

- 1 昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人
- 2 採用後、志摩広域消防組合管内に居住し得る人
- 3 学校教育法による高等学校卒業と同等以上の学力を有する人（平成25年3月卒業見込みの人を含む）
- 4 日本国籍を有する人
- 5 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない人
- 6 心身健全で、消防業務に支障がないこと

受付期間 7月8日（月）～31日（水）

試験日・会場

一次試験 9月22日（日） 県立松阪工業高等学校

二次試験 一次試験合格者のみ別途通知します。

問い合わせ 志摩広域消防組合 消防本部総務課 ☎43・1418

お知らせ

農業共済による資材購入経費の助成について

平成25年産水稻共済加入者（掛金納入者）を対象に、水稻を鳥獣害から防止するための資材購入費に対する助成事業を実施します。

助成対象

害獣捕獲用のおり、わな、防護柵、防鳥ネットなどの資材購入経費

※なお、平成24年9月以降、平成25年8月末日までに購入したものに限りです。またおり、わなの設置は、原則狩猟免許、有害鳥獣捕獲許可などが必要となります。

助成金額

購入経費の上限3割（水稻共済加入農家1人当たりの交付額は10万円を限度とします）

受付期限

8月31日（土）まで

助成を受けるには

農林課または各支所にある助成金申請書を提出してください。

問い合わせ

伊勢地域農業共済事務組合

☎ (0596) 28・3350
FAX (0596) 28・3312

農林課 ☎ 44・0288
FAX 44・5262

「春の緑の募金」へのご協力ありがとうございました

募金額は2,576,445円となりました。

この募金は森林ボランティア活動の支援などを通して、森林・緑づくりのために使われます。今後とも一層のご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ

（公社）県緑化推進協会

☎ (059) 224・9100
FAX (059) 224・9118

市緑化推進委員会（事務局：農林課内）

☎ 44・0288
FAX 44・5262

甲種防火管理新規講習会

とき

第1回 8月27日（火）・28日（水）
第2回 8月29日（木）・30日（金）

ところ

伊勢市観光文化会館（伊勢市岩渕1-13-15）

受付期間

8月1日（木）～8日（木）

※ただし、定員（160人）になり次第打ち切ります。

受講料 6,000円

申込書入手先

・県消防設備安全協会
・志摩広域消防組合、伊勢市消防本部、

鳥羽市消防本部

・日本防火・防災協会のホームページからダウンロード

（防火管理講習）で検索

申込書提出先

県消防設備安全協会にFaxまたは直接持参にて提出

問い合わせ

志摩広域消防組合消防本部予防課

☎ 43・1418
FAX (059) 226・8726

県消防設備安全協会
☎ (059) 226・9985
FAX (059) 226・9985

調理補助講習会

施設や事業所の調理スタッフとして働くために、調理の基本的知識や技術を学ぶ講習です。

対象者

55歳以上で働く意欲があり、全講習日程を受講できる人

※ハローワークでの求人登録が必要で

す

ところ 阿児アリーナ

受講料 無料

定員 20人

申込期限 8月2日（金）

日程・内容

9月2日（月）	（実習） （講和）	基本の一汁一菜 食品衛生
4日（水）	（実習） （講和）	焼き物・煮物・炒め物 調理の基本
9日（月）	（実習） （講和）	揚げ物・和え物 栄養の基礎知識
12日（木）	（実習） （講和）	ヘルシーメニュー 食生活と健康
18日（水）	（実習） （講和）	調理済み食品のアレンジ 食事バランスガイド
25日（水）	（実習） （講和）	介護食 高齢者の健康と食生活
26日（木）	（実習） （講和）	食べ過ぎを防ぐ食事 生活習慣病の予防と食生活

申し込み・問い合わせ

（公社）市シルバー人材センター

（公社）県シルバー人材センター連合会
☎ (059) 22・6161
FAX 44・5288

平成25年度調理師試験・製菓衛生師試験

とき

10月14日（月・祝）
13時～15時

ところ

メッセウイング・みえ
県尾鷲庁舎

受験資格

(調理師試験)

中学校卒業者であり2年以上の調理業務従事経験がある人

(製菓衛生師試験)

中学校卒業者であり、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識および技能を修得した人または2年以上菓子製造業に従事した人

受付期間

(調理師試験)

8月1日(木)～12日(月)

(製菓衛生師試験)

8月13日(火)～20日(火)

受付場所 伊勢保健所志摩市駐在

※平日、持参のみ受け付け

問い合わせ

伊勢保健所志摩市駐在

☎ 43・5111

または各保健所

市民活動力あつぷり
セミナー

第1回

ポスターで伝えるワークショップ

小学校での課題であるポスター作りが実は市民活動につながっているんです！小学生の皆さんに実際にポスターを作成してもらいながら学んでいきます。

とき

8月4日(日)

13時～17時

ところ

絵かきの町・大王 美術ギャラリー

対象・定員 小学生 先着16人

第2回

缶バッジで伝えるワークショップ

たかが「缶バッジ」とあなごることなかれ！活動する仲間のしるしとするなど、組織のための活用方法を、実際に缶バッジを作成してもらいつつ学びます。

とき

8月18日(日) 14時～16時

ところ

阿児アリーナ体育指導室・健康相談室

対象・定員

市民活動をしている人(一般・子どもも可)

先着20人

講師 澤 卓哉さん

(NPO法人 Mブリッジ理事)

申し込み・問い合わせ

市民活動支援センター『あすぱーる』

☎ 43・7744

✉ asu-pearl@city.shimanie.jp

開館時間 9時～17時30分

休館日 火曜・水曜日

福祉・介護・看護の就職フェア

とき

8月3日(土)

10時30分～12時

就職支援セミナー「内定がでるには理由がある。」

講師…(株)アイデム 人と仕事研究所 小野山哲朗さん

13時～16時

福祉・介護・看護の就職フェア

ところ

県社会福祉会館(津市桜橋2-131)

対象 一般・学生

※セミナーのみ事前申込が必要です。託児あり(予約制)。

申し込み・問い合わせ

県社会福祉協議会 県福祉人材センター

☎ (059) 227・5160

近鉄からのお願い

耕作地やあぜなどの野焼きの火が鉄道用地に飛び火し、列車の運転を見合わせる事象が発生しています。野焼きをされる際は、常に消火用水などを準備して火の動向をしっかり監視するとともに、隣地に燃え広がることのないよう火気の管理を厳重にお願いいたします。

問い合わせ 近鉄鳥羽駅

☎ (0599) 25・2126

イベント情報

非核・平和パネル展
～戦争と原爆～

「戦争のない平和な日本」が続くよう、残酷で悲惨な戦争を二度と起こさないよう次の世代に語り継ぎましょつ。

とき・ところ

7月11日(木)～24日(水)

阿児アリーナロビー

7月26日(金)～31日(水)

イオン阿児店2階

8月5日(月)～16日(金)

市役所本庁1階

休館 各開催会場の休館日

問い合わせ

人権啓発推進課

☎ 44・0227
FAX 44・5261

「大王大賞展 夏季展」開催

「大王大賞展」の過去の受賞作品を展示します。

とき

7月25日(木)～9月30日(月)

9時～17時(最終入館は16時30分まで)

ところ 絵かきの町・大王 美術ギャラリー

休館日 火曜日、水曜日

入館料 一般 200円

高大生 100円

中学生以下 無料

問い合わせ
絵かきの町・大王 美術ギャラリー

TEL 72・4336
FAX 72・4317

d-artgallery@city.shima.lg.jp

マリオネットを描こう!!

小学生を対象に「やさしいキッズアート教室」第1弾として「マリオネットを描こう!!」を開催します。マリオネットを見て、触って、楽しく描いてみませんか?

とき 7月28日(日)
10時～11時

① 12時30分～13時30分
(小1～小3クラス)

② 14時30分～16時
(小4～小6クラス)

ところ

絵かきの町・大王 美術ギャラリー

対象 小学生

講師 瀧 泰子さん(アートタキ)

参加費 500円※付き添い1人は入館料無料

定員 各クラス10人程度※受付順

受付期間 7月19日(金)まで

準備物 水彩画の道具、雑巾

問い合わせ

絵かきの町・大王 美術ギャラリー

TEL 72・4336

FAX 72・4317
d-artgallery@city.shima.lg.jp

七夕祭り

神社の境内で夕涼み、短冊に願いをかく、ご家族での思い出作り、ゆつたりと音楽・露店を楽しむ、誰もが楽しめるお祭りです。ぜひお越しください。

とき

7月6日(土) 16時～21時
※雨天の場合は7月7日(日)

ところ 宇賀多神社

内容

露店・音楽演奏・子供向けイベントなど
先着100人に特典あり(高校生以下対象)

問い合わせ

七夕祭り実行委員会

TEL (080) 2642・3409(西尾)

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関などをご利用ください。

募集

「農業委員会活動計画」の意見募集

農業委員会では年度始めに活動計画を策定しております。平成25年度の活動計画は、4月16日の農業委員会総会で、「平成25年度の目標およびその達

成に向けた活動計画」として決定しました。市民の皆さんに広く公開します。また、活動計画に対する意見を募集します。お寄せください。

問い合わせ

農業委員会事務局

TEL 44・0293
FAX 44・5262

県民ゴルフ 第11回志摩市ゴルフ大会参加者募集

とき 8月19日(月)

ところ 近鉄賢島カントリークラブ

参加資格 県内に在住・在勤・在学の人

募集人員 200人/50組

※先着順、定員になり次第締め切り

競技方法

18ホールズ・ストロークプレイW

ペリア方式(トリプルカット・HC36

カット)

申し込み・問い合わせ

電話または、ゴルフ場・ゴルフ練習場

備え付けの参加申込書にてお申し込み

ください。

近鉄賢島カントリークラブ

TEL 57・3251

本年も志摩市で開催



MIZUNO CLASSIC
LPGA OFFICIAL TOURNAMENT

トーナメント運営ボランティア募集!!

とき 11月8日(金)～10日(日)
ところ 近鉄賢島カントリークラブ
応募資格 ①三重県に在住、在勤、在学の人
②大会に先立って説明会に参加できる人
業務内容 スコアラー、キャリングボード、練習場、ホールマージャー、スコア速報版など
応募期限 9月6日(金)

申込・問合せ先 近鉄賢島カントリークラブ
TEL 43・1306 FAX 43・1307

伊勢志摩地域合同キャンペーン

祝・御遷宮「極上の伊勢志摩」プレゼント!

「第62回神宮式年遷宮」の奉祝イベントとして、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、度会町および玉城町では豪華地元賞品が当たる合同キャンペーンを開催中です。

◆キャンペーン期間 平成25年7月1日(月)～平成26年1月31日(金)

◆主催 伊勢志摩地域合同キャンペーン協議会

◆応募方法 キャンペーン期間中、応募ハガキ(Webからもダウンロード可能)または郵便ハガキに必要事項を記入し、「祝・御遷宮スタンプ」を3個以上集めて応募ボックスに投函または郵送にてご応募ください。抽選で、豪華賞品をプレゼントします。

◆賞品 「伊勢志摩極上の旅」2泊3日 ペア1組2名様 など

詳細はHPをご覧ください。http://www.gokujo-iseshima.com

○問い合わせ

観光戦略室 TEL 44・0005(平日8時30分～17時15分)

相談

市こころの相談

こころの病やこころの健康づくりに関して、保健師による面接相談を行っています。

とき 7月16日(火) 9時～12時
13時～16時※要予約(前日正午まで)

ところ 総合保健センター
申し込み・問い合わせ

総合保健センター ☎44・1100
磯部・大王保健センターでも随時相談を受け付けています。

磯部 ☎55・4011
大王 ☎72・5963

こころの健康相談

専門医や保健師によるこころの健康相談を受け付けています。

とき 7月18日(木)

13時～15時※要予約

ところ 県伊勢庁舎(相談室1)
問い合わせ 伊勢保健所

☎(0596) 27・5148
FAX(0596) 27・5253

年金事務相談

とき 7月10日(水)

10時～12時・13時～15時
ところ 市商工会館

持ち物 ①年金手帳・基礎年金番号通知書②職歴書③以前に年金加入期間を調べたことがあればその回答④年金受給者の人は年金証書または年金額改定通知書など⑤印鑑

※配偶者がいる場合、①～④は配偶者の分もご持参ください。

※代理人が相談するときは、委任状が必要ですよ。

問い合わせ 伊勢年金事務所
☎(0596) 27・3601
FAX(0596) 28・4311

家庭相談員が、18歳未満の子どもについての相談を受け付けています。電話での相談も可能です。

ご希望により、より専門性の高い子ども相談におつなぎします(要予約)。

家庭児童相談室

とき 平日 9時～13時、13時～16時
ところ 市福祉事務所

問い合わせ 家庭児童相談室
☎44・4866
FAX44・4866

巡回公証相談

巡回公証相談

伊勢公証役場の公証人による巡回公証相談を行います。相続・遺言、離婚・任意後見、金銭・土地建物の貸借契約などの公正証書作成や会社などの定款認証、その他について公証人が相談にのじます。

とき 7月18日(木) 14時～16時

※要予約(前日まで)

ところ 市役所2階 会議室

申し込み・問い合わせ ふくし総合支援室
☎44・0280
FAX44・5260

母子相談・女性相談

自分自身のこと、生活のこと、家族・子どものこと、仕事のこと、人間関係、配偶者などからの暴力などさまざまな悩みごとについて、相談をお受けします。

とき 平日 9時～12時、13時～16時
ところ 市福祉事務所

問い合わせ ふくし総合支援室
☎44・0270
FAX44・5260

働くみんなに、大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共 中小企業退職金共済制度

安全 国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。

有利 掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単 社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を事業主さんにお知らせします。

詳しくはホームページをご覧ください。中退共 検索

中退共 (独)勤労者退職金共済機構 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
中小企業退職金共済事業本部 TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

消費生活の困りごとについて、ご相談ください!!

- ・契約してしまったけど、解約したい
 - ・クーリング・オフってどうやるの?
 - ・訪問販売の強引な勧誘に困っている
 - ・多重債務で苦しい、債務を整理したいなど
- そんな困りごとがありましたら、下記まで気軽にご相談ください。

<消費生活相談員による相談対応>

毎週水曜日 8時30分～17時15分

(相談員がいないときは職員が対応します)

資料を持って来庁することをお勧めしますが、電話での相談も受け付けています。

商工課 ☎44・0290



市民課窓口延長日

市民課 ☎44・0210 FAX 44・5260

7月の月曜日

1日、8日、22日、29日

19時まで



全国シニアソフトボール大会 5/19~20

市内の球場で、第31回全国シニアソフトボール大会が開催されました。16府県から41チームが参加し、熱戦を繰り広げました。参加者たちは年齢を感じさせないはつらつとしたプレーを見せていました。



森と里と海のいのち ~わたしたちの里海と生物多様性~ パネル展示 5/18~23

イオン阿児店で、新しい里海の創生につながる「生物多様性、のことや、市内で行われている干潟再生の取り組みなどについて紹介する、パネル展示が行われました。体験コーナーも設けられ、子どもたちが生き物の標本などを興味深そうに観察していました。



市政懇談会 5/22

市自治会連合会主催の自治会市政懇談会が阿児アリーナで開催され、約300人が参加しました。市からは、平成25年度の予算概要などを説明し、自治会は、県への要望に対する回答を報告しました。その後の質疑応答では、市民の皆さんから意見が出されました。



ゆるボラ第13弾！伊勢志摩ツーデーウォーク おもてなしボランティア コースクリーン作戦！ 5/18

5月25、26日に開催された第3回伊勢志摩ツーデーウォークを前に、コースの清掃を行う「伊勢志摩ツーデーウォークおもてなしボランティアコースクリーン作戦」が行われました。子どもから大人までの市民ボランティアがツーデーウォークの参加者が気持ちよく歩けるようにとごみ拾いに汗を流しました。



第3回伊勢志摩ツーデーウォーク 5/25~26

志摩マリンランドをメイン会場に、6～31kmのコースを歩くウォーキングイベント、第3回伊勢志摩ツーデーウォークが開催されました。今年は2日間で市内外から計3,543人が参加し、風光明媚な志摩の風景の中、ウォーキングを楽しみました。また、各チェックポイントでは、アオサのみそ汁やバタ貝の振る舞いも行われ、参加者を舌でも楽しませていました。





志摩高アイス、完熟天然あかもく販売開始！

6/8

阿児町鶴方の志摩乃衆で、志摩高校の調理部が考案したレシピを元に商品化されたアオサのクッキーアイス「志摩高アイス」と海藻のアカモクを乾燥させた「完熟天然あかもく」の販売開始式典と試食販売が行われました。式典には、関係者や市長のほか、アイスの考案者の武村麻耶さんと後輩の調理部の皆さんも出席し、販売を喜んでいました。



介護サービス事業者と災害時における安否情報の提供などについて協定を結びました

5/29

市と市介護サービス事業者連絡会が、災害時に情報提供や介護職員を派遣する協力協定に調印しました。協定は、地震などの災害発生時に、同会が在宅サービス利用者の安否情報の提供や福祉避難所へ介護職員を派遣するもので、鈴木孝明会長は、「事前に協定を結ぶことで、災害時に命の安全が確保されるべきです」と話していました。



「平賀亀祐展～亀祐と同郷を 生きた作家展～」開催中

6/6～7/22

昨年、市へ寄贈された平賀亀祐画伯の絵画を中心に展示する企画展が美術ギャラリーで開催中です。この企画展では、平賀画伯の作品と市ゆかりの作家の作品合わせて21点が展示されています。訪れた人は、新たに公開された平賀画伯の作品1点1点をじっくり鑑賞していました。この企画展は7月22日まで開催しています。



日台観光サミットin三重

5/30～31

日本と台湾の観光関係者のトップが集った「日台観光サミット」が合歓の郷などで開催されました。日本からは155人、台湾から59人が参加し、相互交流の拡大策などが話し合われました。30日は、市長や海女に扮した職員などが関係者を出迎え、サミットの開催を歓迎しました。



圧縮空気泡消火装置搭載消防自動車を配備

志摩広域消防組合では、圧縮空気泡消火装置を搭載した消防自動車を、大王分署に配備しました。この車両の特徴は、水に少量の消火薬剤を加え、圧縮空気を送り込むことで泡状にし、水の表面積を広げることで効率よく消火することができます。使用する消火薬剤は、天然系薬剤を使用しているため、環境に優しいという特長を持っています。



第53回伊勢えび祭

6/1

浜島海浜公園一帯で、第53回伊勢えび祭が開催されました。昼の部では、浜島幼稚園の園児によるじゃこっぺ踊りのほか、市内の郷土芸能が披露され、会場からは大きな拍手が送られました。夜の部では、じゃこっぺ踊りパレードや伊勢えび御輿なども登場し、総踊りでは、観客も一体となり祭りを盛り上げました。

みてみて! 志摩の国チャンネル

今月号では、商工会インフォメーションについてお知らせします。

商工会インフォメーション

市商工会が制作しているインフォメーション番組です。

志摩の国チャンネルのリニューアルに伴い、商工会インフォメーションもリニューアルしました。

商工会からのお知らせだけでなく、市内のお店を紹介します。

視聴者特典もありますので、ぜひご覧ください!

ケーブルテレビ デジタル123ch、アナログ6ch
放送時間 (6時~翌4時)

毎時	00	志摩の国チャンネル
	20	商工会インフォメーション
	25	かわら版
	30	志摩の国チャンネル (再)
	50	商工会インフォメーション
	55	かわら版

※時間、内容などは予告なく変更となる場合があります。

問い合わせ 市長公室 ☎44・0200 FAX 44・5252

✉ shichokoshitsu@city.shima.lg.jp

🌐 <http://www.city.shima.mie.jp/kurashi/sumai/shimanokuni-channel/>

商工会インフォメーションが 変わります!!

今までの放送にプラスして『お店紹介』の
コーナーが誕生しました。



○番組内容

志摩の国チャンネル 行政情報や防災情報など暮らしに役立つ情報のほか、市内で活動する市民団体などを紹介します。

商工会インフォメーション 商工会からのお知らせと市内のお店を紹介します。お店紹介では、視聴者特典も!

かわら版 行政情報やイベント情報などを文字とナレーションでお知らせします。



SHIMA

人事

交流

郡上市・志摩市友好都市提携協定

4月に赴任してからは3か月近くが経ちました。まちづくり課で、離島振興、交通政策、交流・移住などの業務を担当させていただいております。

志摩市と目指して頑張っておりますが、行政同士の交流の他にも市民交流、各種団体同士の交流が盛んに行われていることに驚いています。先日は、約40年ほど前に渡鹿野島で、郡上から人を招いて郡上踊りを行ったこともあるとお伺いしました。旧町村単位で交流があったとは聞きしておりませんが、そんな昔にも交流があったんですね。

先日は「伊勢えび祭」にお邪魔しました。郡上踊り保存会の人々も交流の一環として参加され、郡上踊りの披露もされました。曲が流れると志摩市の人々も自然と郡上踊りを踊り始めた風景には、交流が浸透している証しだと思いました。

誰でも口ずさめるリズムに合わせて、「ヨイヤサー、エンヤサー」と掛け声を合わせて踊り、郡上踊りとはまた違った楽しさを知りました。今度は個人的に1泊してゆっくりと楽しみたいですね。

まちづくり課
畑中義史



編集・発行 志摩市 市長公室

広報しまへのご感想・ご意見
をお寄せください。

T517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方3098-22

☎(0599) 44-0200 FAX (0599) 44-5252

🌐 くわしくはWEBで 志摩市役所 検索

✉ shichokoshitsu@city.shima.lg.jp



この広報は、環境に配慮するため、植物油性のインキとグリーン購入法の基準を満たす再生紙を使用しています。

→市の携帯用
ホームペー
ジはここら
へ

